



「特別勘定のしおり 追補版」

この「特別勘定のしおり 追補版」は、マニユライフ生命保険株式会社の投資型年金保険またなし〔変額個人年金保険（引出保証Ⅰ型）〕の各特別勘定について、主な投資対象となる投資信託および運用関係費の2021年1月15日付の変更に伴い、作成しています。

お手元の「またなし 特別勘定のしおり」の追補版となりますので、あわせてお読みください。

この「特別勘定のしおり 追補版」について

- この「特別勘定のしおり 追補版」は、投資型年金保険まったなしの各特別勘定について、主な投資対象となる投資信託および運用関係費の2021年1月15日付の変更に伴い、変更後の内容を記載しています。変更内容は、以下の【変更概要】をご確認ください。
- この「特別勘定のしおり 追補版」に記載されていない内容に変更はありませんので、お手元の「まったなし 特別勘定のしおり」をご確認ください。

【変更概要】

1. 各特別勘定の主な投資対象となる投資信託およびその運用会社の変更内容は、つぎのとおりです。

	変更前		変更後	
	各特別勘定の主な投資対象となる投資信託	運用会社*	各特別勘定の主な投資対象となる投資信託	運用会社
日本株式	SG 日本株式インデックスVA (適格機関投資家専用)	アムンディ・ジャパン株式会社	マンユライフ・日本株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	マンユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
日本債券	SG 日本債券インデックスVA (適格機関投資家専用)		三菱 UFJ 日本債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	三菱 UFJ 国際投信株式会社
外国株式	CA 外国株式ファンドVA (適格機関投資家専用)		三菱 UFJ 外国株式ファンドVA (適格機関投資家限定)	
外国債券	CA 外国債券ファンドVA (為替ヘッジ付き、適格機関投資家専用)		マンユライフ・外国債券インデックスファンド/ ヘッジあり (適格機関投資家専用)	マンユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
	CA 外国債券ファンドVA (為替ヘッジなし、適格機関投資家専用)		三菱 UFJ 外国債券ファンドVA (適格機関投資家限定)	三菱 UFJ 国際投信株式会社

*クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社とソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社が2010年7月1日付で合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更しています。

2. 各特別勘定の運用関係費の変更内容は、つぎのとおりです。

特別勘定名	変更前*	変更後
国際分散型 15	年率0.36% (税抜0.33%)程度	年率0.29% (税抜0.27%)程度
国際分散型 25	年率0.38% (税抜0.34%)程度	年率0.30% (税抜0.28%)程度
国際分散型 35	年率0.39% (税抜0.35%)程度	年率0.31% (税抜0.28%)程度

*運用関係費は、投資信託の信託報酬の引き下げおよび消費税率の引き上げにより、お手元の「特別勘定のしおり」に記載されている費用と異なります。

目次

この「特別勘定のしおり 追補版」に記載されている情報について	2
特別勘定の主な投資対象となる投資信託・運用関係費	3

ご参考情報

■資産の運用に関する極めて重要な事項	7
□マニユライフ・日本株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	9
□三菱 UFJ 日本債券ファンド VA（適格機関投資家限定）	29
□三菱 UFJ 外国株式ファンド VA（適格機関投資家限定）	51
□マニユライフ・外国債券インデックスファンド/ヘッジあり（適格機関投資家専用）	77
□三菱 UFJ 外国債券ファンド VA（適格機関投資家限定）	99
■資産の運用に関する重要な事項	121
□マニユライフ・日本株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	123
□三菱 UFJ 日本債券ファンド VA（適格機関投資家限定）	133
□三菱 UFJ 外国株式ファンド VA（適格機関投資家限定）	143
□マニユライフ・外国債券インデックスファンド/ヘッジあり（適格機関投資家専用）	151
□三菱 UFJ 外国債券ファンド VA（適格機関投資家限定）	161

この「特別勘定のしおり 追補版」に記載されている情報について

- 投資型年金保険まったなしの各特別勘定が投資している投資信託に関する情報については、「ご参考情報」として記載しています。「ご参考情報」に記載している情報は、投資信託の運用会社により開示される情報をマニユライフ生命が提供するものであり、開示内容についてマニユライフ生命は一切責任を負いません。
- この「特別勘定のしおり 追補版」に記載されている運用状況、財務諸表および投資信託の現況に関する内容は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。
- この「特別勘定のしおり 追補版」に記載している情報は、将来変更されることがあります。
- この「特別勘定のしおり 追補版」とお手元の「まったなし 特別勘定のしおり」の内容に相違がある場合は、この「特別勘定のしおり 追補版」の記載内容が優先されます。

特別勘定の主な投資対象となる投資信託・運用関係費

特別勘定群（C1型）

この保険の各特別勘定が投資している投資信託・運用関係費はつぎのとおりです。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託（数値は基本的な配分比率）					運用関係費
	運用会社：	運用会社：	運用会社：	運用会社：		
	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	三菱UFJ国際投信株式会社	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	三菱UFJ国際投信株式会社		
	日本株式	日本債券	外国株式	外国債券		
マニユライフ・日本株式インデックスファンド 〔適格機関投資家専用〕	三菱UFJ日本債券ファンドVA 〔適格機関投資家限定〕	三菱UFJ外国株式ファンドVA 〔適格機関投資家限定〕	マニユライフ・外国債券インデックスファンド/ヘッジあり 〔適格機関投資家専用〕	三菱UFJ外国債券ファンドVA 〔適格機関投資家限定〕		
国際分散型 15	10%	40%	5%	40%	5%	年率 0.29% (税抜0.27%) 程度
国際分散型 25	15%	35%	10%	35%	5%	年率 0.30% (税抜0.28%) 程度
国際分散型 35	22.5%	30%	12.5%	30%	5%	年率 0.31% (税抜0.28%) 程度

◆運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動、消費税率の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

ご参考情報

この「ご参考情報」は、この保険の特別勘定の主な投資対象となっている投資信託に関する開示情報をまとめたものです。

資産の運用に関する極めて重要な事項

**マニユライフ・日本株式
インデックスファンド
(適格機関投資家専用)**

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する極めて重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

マニュアル・日本株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的及び基本的性格

マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、TOPIX（東証株価指数・配当込み）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。

当ファンドの分類は、追加型投信／国内／株式／インデックス型 に属します。

信託金の上限は5,000億円とします。

※東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。

なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

下記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式 債券	インデックス型
追加型	海外	不動産投信 その他資産	特殊型
	内外	資産複合	

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	日経225
一般 大型株 中小型株	年2回	日本 北米 欧州	ファンド・ オブ・ファンズ	TOPIX（配当込み）
債券	年4回	アジア オセアニア		その他
一般 公債 社債 その他債券	年6回（隔月）	中南米 アフリカ		
不動産投信	年12回（毎月）	中近東（中東） エマージング		
その他資産 （投資信託証券 （株式一般））	日々			
資産複合	その他			
資産配分固定型 資産配分変更型				

* 当ファンドはファミリー・ファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

* 商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ① マザーファンドを通じて主として TOPIX（東証株価指数）に採用されている株式等に投資し、同インデックス（配当込み）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

○投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】

マザーファンドの投資方針と主な投資対象

マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド

わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数・配当込み）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

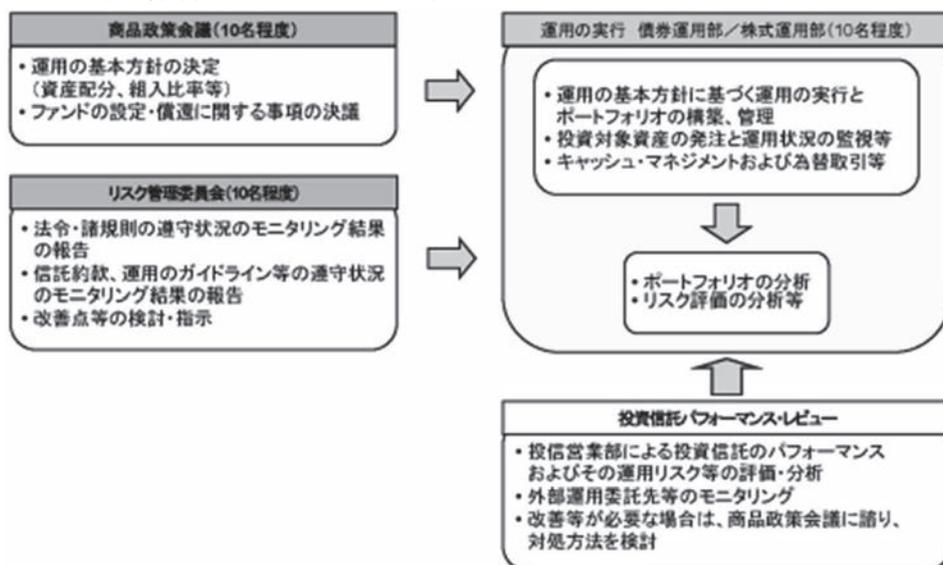
株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動および運用の効率化に資するため、株式指数先物取引等を利用し、組入比率の調整を行うことがあります。その場合、当該組入比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

◆ 運用体制に関する社内規則等

- 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
- 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ ファンドの関係法人に対する管理体制等

- 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
- 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

上記体制は 2020 年 7 月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は下記の通りです。

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 有価証券先物取引等の直接利用は行いません。
- ④ 信用取引、有価証券の空売り、貸付および借入れは行いません。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑥ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・ 当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に有価証券等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なり、投資元金は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。
- ・ お申込みの際は、当ファンドのリスクをご認識・ご検討のうえ、慎重にご判断いただく必要があります。

当ファンド（マザーファンドを含みます）が有する主なリスクは以下の通りです。

- ① 価額変動リスク
 - ・ 一般に株式の価格は、発行企業の業績、財務状況、株式市場の需給、国内および国外の経済・政治情勢等の影響を受け変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
 - ・ ファンドは TOPIX（東証株価指数）／配当込みに連動する投資成果を目指して運用することから、株式投資に係る価格変動リスクの影響を受け、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- ② 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ③ 信用リスク
 - ・ 一般に投資した企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
 - ・ 一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）や元利金に支払い遅延等が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ④ デリバティブの利用に伴うリスク

ファンドは、指数先物取引等デリバティブと呼ばれる金融派生商品を定められた範囲で利用することがあります。デリバティブの価値は、基礎となる株式、債券等の原資産価値に依存し、またそれらによって変動します。

なお、その価値は、種類によっては基礎となる原資産の価値以上に変動することもあります。また、取引市場の状況によっては、取引所等の値幅制限等により予定通り反対売買できなかったり、取引相手の倒産等で反対売買ができなくなったり、理論価値より大幅に不利な条件でしか、反対売買ができなくなるリスクがあり、損失を被ることがあります。したがって、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

<その他の留意事項>

- ① インデックスへの連動性に関する事項

ファンドが組入れるマザーファンドは、対象インデックス（配当込み）の動きに連動させることを目指して運用を行うことを基本としますが、主として次の事由からファンドの基準価額の動きと、当該インデックスの動きに乖離が生じて、完全に連動するものではありません。

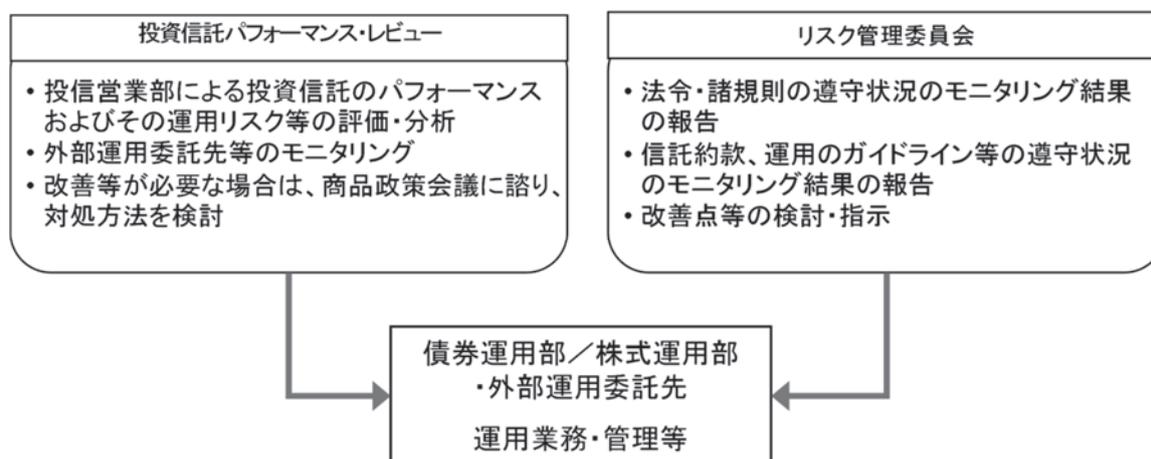
 - ・ インデックスの構成銘柄のすべてを、ファンドにおいて、インデックスの算出通りに組入れられない場合があること
 - ・ ファンドにおける信託報酬、売買委託手数料等の費用負担の影響
 - ・ ファンドにおける売買約定価格と基準価額計算に使用する評価時価の相違
 - ・ インデックス算出に使用する時価と基準価額計算における時価の相違
 - ・ 株価指数先物・債券先物等を利用した場合、当該先物等の時価の動きとインデックスの動きの乖離
 - ・ インデックスの構成銘柄の入れ替えおよびその算出方法の変更による影響等

- ② システムリスク・市場リスク等に関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。
- ③ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項
一度の大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ④ 法令・税制・会計方針等の変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針等は、今後変更される場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんので、ご注意ください。

前記投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

◆ リスク管理関連の会議



リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。
----------	--

※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事・総務部長および経理部長により構成されています。

上記体制は2020年7月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 マニュアル・日本株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨建表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
信託金を、主としてマニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨建表示のものに限ります。）に投資することを指図します。
 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前号の証券または証券の性質を有するもの
- ③ 金融商品の指図範囲
委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

2 マニュアル・日本株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）の投資制限

<約款に定める投資制限>

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 有価証券先物取引等の直接利用は行いません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借り入れは行いません。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 資金の借入れ
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

<法令上の投資制限>

1. デリバティブ取引において、金融商品の価格や金利変動その他の理由により、発生し得るリスクに対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる取引は行いません。（金融商品取引法）
2. ある企業の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託および投資法人に関する法律）

3 マザーファンドの投資制限

マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド

<約款上の投資制限>

- ① 株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 同一銘柄の株式（新株引受証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等の指図範囲
1) 委託会社は、信託財産における運用成果の目標であるTOPIXとの連動および運用の効率化に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金商法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等

- 先物取引（金商法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金商法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)
1. 先物取引の買建て又は売建ておよびコール・オプション又はプット・オプションの売り付けの指図は、それらの取引の建て玉合計額が信託財産の純資産総額の範囲を超えないものとします。
 2. コール・オプションおよびプット・オプション

ンの買い付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲とします。

- 2) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。
- 3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 4) なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。
- ⑤ スワップ取引の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ニおよび第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として別に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引に係る想定元本の合

計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 信用取引、有価証券の空売り、有価証券の借入れは行いません。
- ⑦ 有価証券の貸付の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - 2) 上記 1) 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<法令上の投資制限>

マニュアル・日本株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）の<法令上の投資制限>の 1. および 2. に準じます。

4. 運用状況

以下は、2020年7月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

1 投資状況

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	4,619,098,879	100.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△6,072,050	△0.13
合計（純資産総額）		4,613,026,829	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

マニュライフ・日本株式インデックス・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	7,826,085,070	97.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	239,931,401	2.97
合計（純資産総額）		8,066,016,471	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （%）
日本	親投資信託 受益証券	マニュライフ・ 日本株式インデックス・ マザーファンド	1,861,039,033	2.7351	5,090,127,860	2.4820	4,619,098,879	100.13

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.13
合計	100.13

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

マニュライフ・日本株式インデックス・マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位 30 銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	41,600	7,673.48	319,216,768	6,217.00	258,627,200	3.20
2	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	29,000	5,443.00	157,847,000	6,595.00	191,255,000	2.37
3	日本	株式	ソニー	電気機器	23,400	7,396.20	173,071,080	8,076.00	188,978,400	2.34
4	日本	株式	キーエンス	電気機器	3,400	38,157.41	129,735,194	44,220.00	150,348,000	1.86
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	48,900	2,769.63	135,434,907	2,443.50	119,487,150	1.48
6	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	31,000	4,188.77	129,851,870	3,756.00	116,436,000	1.44
7	日本	株式	任天堂	その他製品	2,300	40,000.27	92,000,621	46,440.00	106,812,000	1.32
8	日本	株式	第一三共	医薬品	10,700	7,582.95	81,137,565	9,258.00	99,060,600	1.22
9	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	251,600	561.72	141,328,752	393.20	98,929,120	1.22
10	日本	株式	ダイキン工業	機械	4,800	15,129.83	72,623,184	18,450.00	88,560,000	1.09
11	日本	株式	KDDI	情報・通信業	26,700	3,417.10	91,236,570	3,259.00	87,015,300	1.07
12	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	25,500	4,420.16	112,714,080	3,268.00	83,334,000	1.03
13	日本	株式	信越化学工業	化学	6,300	13,462.07	84,811,041	12,275.00	77,332,500	0.95
14	日本	株式	HOYA	精密機器	7,400	10,212.28	75,570,872	10,420.00	77,108,000	0.95
15	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	26,200	3,110.93	81,506,511	2,907.50	76,176,500	0.94
16	日本	株式	日本電産	電気機器	9,000	7,113.14	64,018,260	8,375.00	75,375,000	0.93
17	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	29,400	2,925.97	86,023,518	2,524.00	74,205,600	0.91
18	日本	株式	村田製作所	電気機器	11,000	6,278.75	69,066,250	6,609.00	72,699,000	0.90
19	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	25,400	3,791.90	96,314,260	2,800.00	71,120,000	0.88
20	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	2,400	25,253.01	60,607,224	28,800.00	69,120,000	0.85
21	日本	株式	花王	化学	8,900	8,688.83	77,330,587	7,636.00	67,960,400	0.84
22	日本	株式	SMC	機械	1,200	49,940.00	59,928,000	55,070.00	66,084,000	0.81
23	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	499,700	158.59	79,247,423	127.60	63,761,720	0.79
24	日本	株式	ファナック	電気機器	3,500	20,532.16	71,862,560	17,705.00	61,967,500	0.76
25	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	25,700	2,604.63	66,938,991	2,300.00	59,110,000	0.73
26	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	13,000	6,044.41	78,577,330	4,436.00	57,668,000	0.71
27	日本	株式	日立製作所	電気機器	17,900	4,061.78	72,705,862	3,128.00	55,991,200	0.69
28	日本	株式	中外製薬	医薬品	11,700	3,955.57	46,280,208	4,736.00	55,411,200	0.68
29	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	32,300	1,881.12	60,760,176	1,650.00	53,295,000	0.66
30	日本	株式	三菱電機	電気機器	37,300	1,553.93	57,961,589	1,370.50	51,119,650	0.63

b. 全銘柄の種類／業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.09
		鉱業	0.16
		建設業	2.42
		食料品	3.75
		繊維製品	0.46
		パルプ・紙	0.21
		化学	7.01
		医薬品	6.64
		石油・石炭製品	0.40
		ゴム製品	0.53
		ガラス・土石製品	0.72
		鉄鋼	0.52
		非鉄金属	0.67
		金属製品	0.52
		機械	5.24
		電気機器	15.30
		輸送用機器	6.82
		精密機器	2.57
		その他製品	2.45
		電気・ガス業	1.41
		陸運業	3.42
		海運業	0.12
		空運業	0.30
		倉庫・運輸関連業	0.17
		情報・通信業	10.47
		卸売業	4.36
		小売業	4.92
		銀行業	4.67
		証券、商品先物取引業	0.79
		保険業	1.79
その他金融業	1.05		
不動産業	1.82		
サービス業	5.08		
合計			97.02

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	大阪証券取引所	東証株価指数先物	買建	16	日本円	254,035,000	239,440,000	2.96

(注) 先物取引の時価については、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

3 運用実績

① 純資産の推移

2020年7月31日及び同日1年以内における各月末ならびに各計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2010年2月22日)	21,004,913,952	21,004,913,952	1.1981	1.1981
第2期	(2011年2月21日)	23,127,650,085	23,127,650,085	1.3055	1.3055
第3期	(2012年2月20日)	20,932,505,152	20,932,505,152	1.1199	1.1199
第4期	(2013年2月20日)	21,136,291,749	21,136,291,749	1.3609	1.3609
第5期	(2014年2月20日)	18,885,280,697	18,885,280,697	1.6978	1.6978
第6期	(2015年2月20日)	16,894,141,113	16,894,141,113	2.1703	2.1703
第7期	(2016年2月22日)	11,222,977,150	11,222,977,150	1.9104	1.9104
第8期	(2017年2月20日)	11,542,509,743	11,542,509,743	2.3186	2.3186
第9期	(2018年2月20日)	8,782,664,388	8,782,664,388	2.6887	2.6887
第10期	(2019年2月20日)	6,787,971,902	6,787,971,902	2.5068	2.5068
第11期	(2020年2月20日)	5,505,490,393	5,505,490,393	2.6608	2.6608
	2019年7月末日	6,111,590,712	—	2.4613	—
	2019年8月末日	5,912,821,406	—	2.3775	—
	2019年9月末日	6,051,364,879	—	2.5210	—
	2019年10月末日	6,127,730,027	—	2.6465	—
	2019年11月末日	5,985,955,427	—	2.6974	—
	2019年12月末日	5,773,140,110	—	2.7362	—
	2020年1月末日	5,574,793,824	—	2.6766	—
	2020年2月末日	4,970,186,997	—	2.4013	—
	2020年3月末日	4,669,058,948	—	2.2559	—
	2020年4月末日	4,777,396,639	—	2.3530	—
	2020年5月末日	4,974,803,577	—	2.5125	—
	2020年6月末日	4,832,127,285	—	2.5078	—
	2020年7月末日	4,613,026,829	—	2.4064	—

② 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2009年 2 月13日 至 2010年 2 月22日	0.0000
第2期	自 2010年 2 月23日 至 2011年 2 月21日	0.0000
第3期	自 2011年 2 月22日 至 2012年 2 月20日	0.0000
第4期	自 2012年 2 月21日 至 2013年 2 月20日	0.0000
第5期	自 2013年 2 月21日 至 2014年 2 月20日	0.0000
第6期	自 2014年 2 月21日 至 2015年 2 月20日	0.0000
第7期	自 2015年 2 月21日 至 2016年 2 月22日	0.0000
第8期	自 2016年 2 月23日 至 2017年 2 月20日	0.0000
第9期	自 2017年 2 月21日 至 2018年 2 月20日	0.0000
第10期	自 2018年 2 月21日 至 2019年 2 月20日	0.0000
第11期	自 2019年 2 月21日 至 2020年 2 月20日	0.0000

③ 収益率の推移

	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2009年 2 月13日 至 2010年 2 月22日	19.8
第2期	自 2010年 2 月23日 至 2011年 2 月21日	9.0
第3期	自 2011年 2 月22日 至 2012年 2 月20日	△14.2
第4期	自 2012年 2 月21日 至 2013年 2 月20日	21.5
第5期	自 2013年 2 月21日 至 2014年 2 月20日	24.8
第6期	自 2014年 2 月21日 至 2015年 2 月20日	27.8
第7期	自 2015年 2 月21日 至 2016年 2 月22日	△12.0
第8期	自 2016年 2 月23日 至 2017年 2 月20日	21.4
第9期	自 2017年 2 月21日 至 2018年 2 月20日	16.0
第10期	自 2018年 2 月21日 至 2019年 2 月20日	△6.8
第11期	自 2019年 2 月21日 至 2020年 2 月20日	6.1

Ⅱ. 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査に準じて、第 11 期計算期間（2019 年 2 月 21 日から 2020 年 2 月 20 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」の直前に添付しております。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第 10 期 (2019 年 2 月 20 日現在)	第 11 期 (2020 年 2 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,787,971,902	5,505,490,393
未収入金	78,757,519	9,497,180
流動資産合計	6,866,729,421	5,514,987,573
資産合計	6,866,729,421	5,514,987,573
負債の部		
流動負債		
未払解約金	68,714,880	901,658
未払受託者報酬	1,351,107	1,147,324
未払委託者報酬	8,299,612	7,047,814
その他未払費用	391,920	400,384
流動負債合計	78,757,519	9,497,180
負債合計	78,757,519	9,497,180
純資産の部		
元本等		
元本	2,707,776,028	2,069,109,523
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,080,195,874	3,436,380,870
（分配準備積立金）	4,308,487,349	3,355,339,663
元本等合計	6,787,971,902	5,505,490,393
純資産合計	6,787,971,902	5,505,490,393
負債純資産合計	6,866,729,421	5,514,987,573

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第10期 自 2018年2月21日 至 2019年2月20日	第11期 自 2019年2月21日 至 2020年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△452,213,726	399,186,624
営業収益合計	△452,213,726	399,186,624
営業費用		
受託者報酬	2,908,252	2,338,634
委託者報酬	17,864,897	14,365,811
その他費用	777,450	791,756
営業費用合計	21,550,599	17,496,201
営業利益又は営業損失(△)	△473,764,325	381,690,423
経常利益又は経常損失(△)	△473,764,325	381,690,423
当期純利益又は当期純損失(△)	△473,764,325	381,690,423
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	11,149,723	63,801,760
期首剰余金又は期首欠損金(△)	5,516,174,106	4,080,195,874
剰余金増加額又は欠損金減少額	89,188,390	68,455,012
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	89,188,390	68,455,012
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,040,252,574	1,030,158,679
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,040,252,574	1,030,158,679
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4,080,195,874	3,436,380,870

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準 価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	該当事項はありません。

Ⅲ. 「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- I. 投資信託（ファンド）の沿革
- II. 投資信託（ファンド）の経理状況
 1. 財務諸表
 - （1） 貸借対照表
 - （2） 損益及び剰余金計算書
 - （3） 注記表
 - （4） 附属明細表
 2. ファンドの現況
純資産額計算書
- III. 設定及び解約の実績

**三菱UFJ日本債券ファンドVA
(適格機関投資家限定)**

特別勘定で組入れる投資信託に関する情報

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

三菱UFJ 日本債券ファンド VA(適格機関投資家限定)

2 目的及び基本的性格

NOMURA—BPI総合に連動する投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法に準じた当ファンドの商品分類※は、「追加型／国内／債券／インデックス型」に該当します。

信託金の上限は1兆円とします。

※商品分類

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

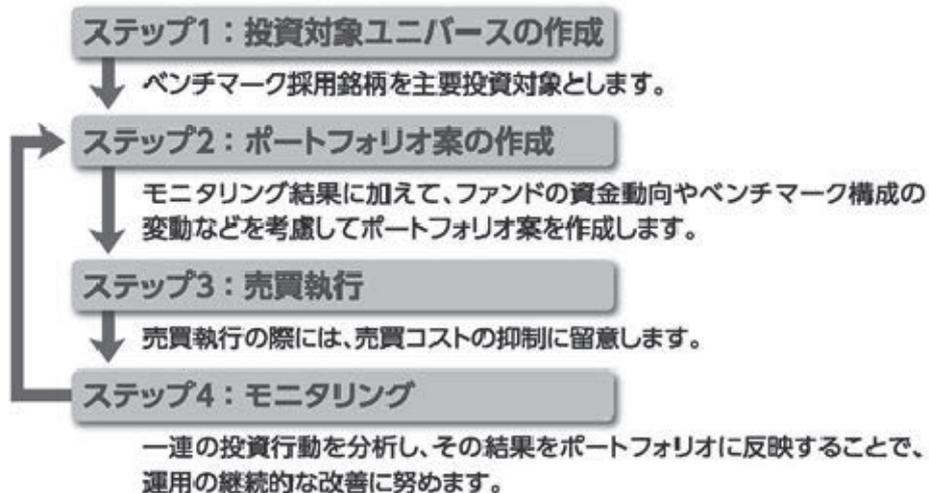
上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

3 特色

当ファンドは、三菱UFJ 国内債券マザーファンド(「親投資信託」ということがあります。)受益証券を主要投資対象とし、ベンチマーク※¹(NOMURA—BPI総合※²)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

1. わが国の公社債を主要投資対象とします。
 - ・運用にあたっては、三菱UFJ 国内債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本の公社債に直接投資することもできます。
 - ・株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りします。
2. NOMURA—BPI総合に連動する投資成果を目指して運用を行います。

<運用プロセスのイメージ>



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

※1 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

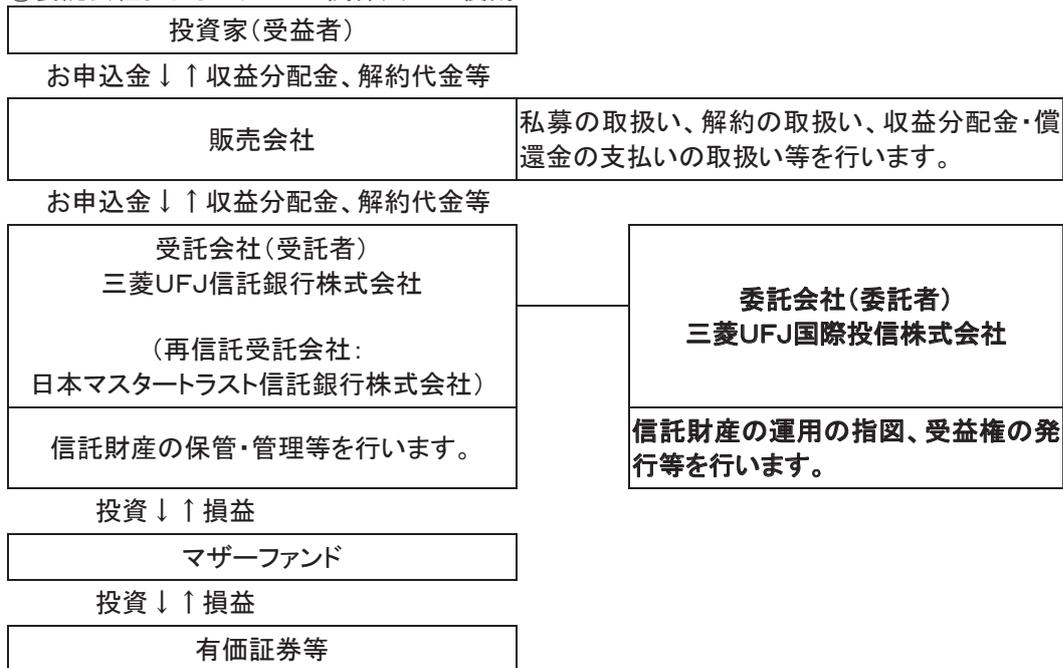
※2 NOMURA-BPI総合とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注)「VA」とは、Variable Annuity(変額年金)の略称です。

4 仕組み

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の私募の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

NOMURA—BPI総合に連動する投資成果を目指して運用を行います。

三菱UFJ 国内債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、ベンチマーク(NOMURA—BPI総合)に連動する投資成果を目指して運用を行います。運用にあたっては、特定の銘柄に集中しないよう分散を図り、実質公社債組入比率を高位に保ちますが、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。運用の効率化を図るためおよび当該ベンチマークへの連動を目指すため、先物取引等を利用します。

公社債に直接投資することもできます。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りません。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

マザーファンドの投資方針と主な投資対象

三菱UFJ 国内債券マザーファンド

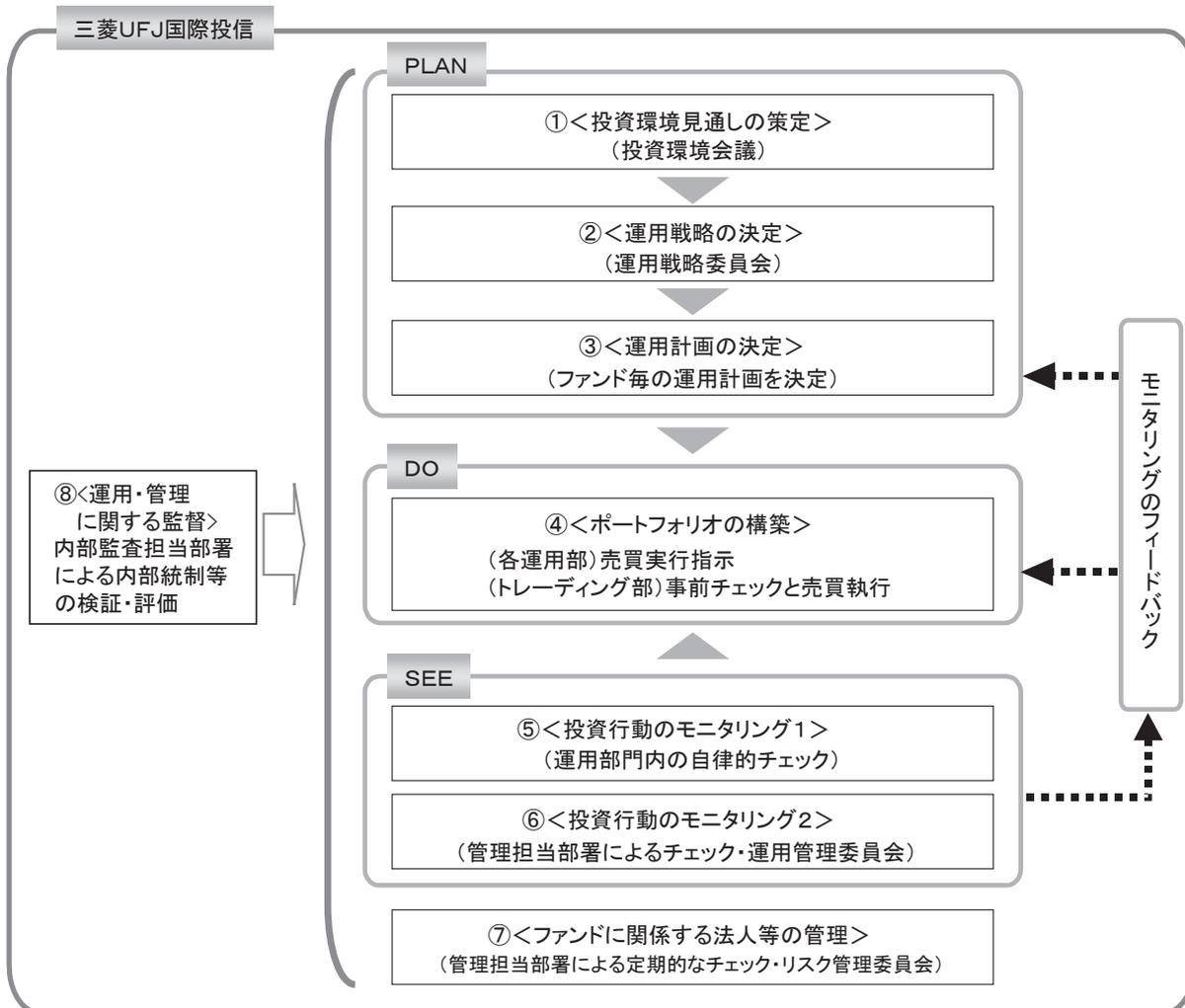
わが国の公社債を主要投資対象とし、ベンチマーク(NOMURA—BPI総合)に連動する投資成果を目指して運用を行います。株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りません。なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

2 運用体制

- ①投資環境見通しの策定
投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。
- ②運用戦略の決定
運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。
- ③運用計画の決定
②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。
- ④ポートフォリオの構築
各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。
- ⑤投資行動のモニタリング1
運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。
- ⑥投資行動のモニタリング2
運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。
- ⑦ファンドに関係する法人等の管理
受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。
- ⑧運用・管理に関する監督
内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。



3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

三菱UFJ 国内債券マザーファンド

- ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

②信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

※留意事項

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ ファンドは、NOMURA—BPI総合の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること等の要因により乖離を生じることがあります。

上記の投資リスク管理の体制は以下の通りです。

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

3. その他詳細情報

1 三菱UFJ 日本債券ファンドVA(適格機関投資家限定)の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - c. 金利先渡取引および為替先渡取引
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された三菱UFJ 国内債券マザーファンド受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。15. において同じ。)
15. で定めるもの以外のもの
15. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下15. において同じ。)
- または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
18. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定める

ものをいいます。)

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で22.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに12.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに15.の証券ならびに12.および18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および

- 14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③金融商品の指図範囲
この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
 - ④その他の投資対象
信託約款に定める次に掲げるもの。
 - ・外国為替予約取引

2 三菱UFJ 日本債券ファンドVA(適格機関投資家限定)の投資制限

(1) 当ファンドの信託約款に定められた投資制限

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.、③、④、⑤において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②外貨建資産

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

④投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとな

る投資の指図をしません。

⑥同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a.の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相

当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑨外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑩公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑪資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c. b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

⑫投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑬金利先渡取引および為替先渡取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑭有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑯特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰デリバティブ取引等

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

(2) その他法令等に定められた投資制限

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

4. 運用状況

1 投資状況(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	16,959,074,498	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	850,985	0.01
純資産総額		16,959,925,483	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況(令和 2 年 3 月 31 日現在)

三菱UFJ 国内債券マザーファンド

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	197,677,649,670	80.86
地方債証券	日本	11,206,289,944	4.58
特殊債券	日本	16,270,134,970	6.66
社債券	日本	12,496,921,360	5.11
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	6,804,151,599	2.79
純資産総額		244,455,147,543	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 投資資産(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(1)投資有価証券の主要銘柄

a評価額上位30銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 国内債券マザーファンド	12,002,175,866	1.4238	17,088,697,999	1.4130	16,959,074,498	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b全銘柄の種類/業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

(2)投資不動産物件

該当事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(令和 2 年 3 月 31 日現在)

三菱UFJ 国内債券マザーファンド

(1)投資有価証券の主要銘柄

a評価額上位30銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第138回利付国債 (5年)	3,800,000,000	101.30	3,849,400,000	100.82	3,831,236,000	0.100000	2023/12/20	1.57
日本	国債証券	第352回利付国債 (10年)	3,310,000,000	101.83	3,370,891,800	101.49	3,359,352,100	0.100000	2028/9/20	1.37
日本	国債証券	第140回利付国債 (5年)	3,280,000,000	101.90	3,342,451,000	100.93	3,310,569,600	0.100000	2024/6/20	1.35
日本	国債証券	第347回利付国債 (10年)	2,770,000,000	102.36	2,835,446,300	101.78	2,819,499,900	0.100000	2027/6/20	1.15
日本	国債証券	第340回利付国債 (10年)	2,610,000,000	103.67	2,705,979,300	102.92	2,686,212,000	0.400000	2025/9/20	1.10
日本	国債証券	第353回利付国債 (10年)	2,580,000,000	101.77	2,625,666,000	101.40	2,616,171,600	0.100000	2028/12/20	1.07
日本	国債証券	第356回利付国債 (10年)	2,540,000,000	102.06	2,592,441,800	100.99	2,565,247,600	0.100000	2029/9/20	1.05
日本	国債証券	第129回利付国債 (5年)	2,350,000,000	100.62	2,364,570,000	100.34	2,358,131,000	0.100000	2021/9/20	0.96
日本	国債証券	第128回利付国債 (5年)	2,310,000,000	100.55	2,322,774,300	100.28	2,316,468,000	0.100000	2021/6/20	0.95
日本	国債証券	第339回利付国債 (10年)	2,160,000,000	103.43	2,234,282,400	102.78	2,220,156,000	0.400000	2025/6/20	0.91
日本	国債証券	第132回利付国債 (5年)	2,170,000,000	100.83	2,188,079,000	100.54	2,181,826,500	0.100000	2022/6/20	0.89
日本	国債証券	第342回利付国債 (10年)	2,130,000,000	102.24	2,177,712,000	101.35	2,158,797,600	0.100000	2026/3/20	0.88
日本	国債証券	第134回利付国債 (5年)	1,920,000,000	100.98	1,938,919,500	100.68	1,933,094,400	0.100000	2022/12/20	0.79
日本	国債証券	第350回利付国債 (10年)	1,860,000,000	101.69	1,891,434,000	101.64	1,890,634,200	0.100000	2028/3/20	0.77
日本	国債証券	第137回利付国債 (5年)	1,860,000,000	101.28	1,883,976,500	100.80	1,874,917,200	0.100000	2023/9/20	0.77
日本	国債証券	第344回利付国債 (10年)	1,810,000,000	101.90	1,844,430,300	101.50	1,837,168,100	0.100000	2026/9/20	0.75
日本	国債証券	第131回利付国債 (5年)	1,810,000,000	100.80	1,824,565,300	100.47	1,818,561,300	0.100000	2022/3/20	0.74
日本	国債証券	第328回利付国債 (10年)	1,770,000,000	102.94	1,822,179,600	102.20	1,809,010,800	0.600000	2023/3/20	0.74
日本	国債証券	第332回利付国債 (10年)	1,680,000,000	103.53	1,739,354,400	102.69	1,725,192,000	0.600000	2023/12/20	0.71
日本	国債証券	第345回利付国債 (10年)	1,690,000,000	101.83	1,720,954,000	101.59	1,716,921,700	0.100000	2026/12/20	0.70
日本	国債証券	第141回利付国債 (5年)	1,670,000,000	101.22	1,690,374,000	100.98	1,686,499,600	0.100000	2024/9/20	0.69

日本	国債証券	第355回利付国債(10年)	1,650,000,000	103.16	1,702,221,100	101.15	1,669,057,500	0.100000	2029/6/20	0.68
日本	国債証券	第348回利付国債(10年)	1,600,000,000	101.80	1,628,800,000	101.81	1,628,992,000	0.100000	2027/9/20	0.67
日本	国債証券	第143回利付国債(20年)	1,380,000,000	120.56	1,663,752,800	117.91	1,627,268,400	1.600000	2033/3/20	0.67
日本	国債証券	第354回利付国債(10年)	1,600,000,000	101.92	1,630,733,000	101.25	1,620,144,000	0.100000	2029/3/20	0.66
日本	国債証券	第145回利付国債(20年)	1,320,000,000	120.91	1,596,132,000	119.47	1,577,017,200	1.700000	2033/6/20	0.65
日本	国債証券	第329回利付国債(10年)	1,530,000,000	103.96	1,590,679,800	103.00	1,575,991,800	0.800000	2023/6/20	0.64
日本	国債証券	第335回利付国債(10年)	1,520,000,000	103.57	1,574,264,000	102.83	1,563,061,600	0.500000	2024/9/20	0.64
日本	国債証券	第153回利付国債(20年)	1,320,000,000	117.55	1,551,738,400	115.30	1,522,078,800	1.300000	2035/6/20	0.62
日本	国債証券	第330回利付国債(10年)	1,450,000,000	104.21	1,511,074,000	103.24	1,497,009,000	0.800000	2023/9/20	0.61

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b全銘柄の種類／業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	80.86
地方債証券	4.58
特殊債券	6.66
社債券	5.11
合計	97.22

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

(2)投資不動産物件

該当事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
債券先物取引	大阪取引所	長期国債先物20年06月限	買建	3	円	466,623,300	457,710,000	0.19

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

3 運用実績

① 純資産の推移

下記計算期間末日および令和2年3月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末日 (平成23年2月21日)	231,416,000,965	231,416,000,965	10,885	10,885

第 10 計算期間末日 (平成 24 年 2 月 20 日)	213,394,285,274	213,394,285,274	11,215	11,215
第 11 計算期間末日 (平成 25 年 2 月 20 日)	233,101,942,487	233,101,942,487	11,410	11,410
第 12 計算期間末日 (平成 26 年 2 月 20 日)	214,915,032,600	214,915,032,600	11,658	11,658
第 13 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 20 日)	158,896,933,508	158,896,933,508	11,903	11,903
第 14 計算期間末日 (平成 28 年 2 月 22 日)	98,225,350,699	98,225,350,699	12,369	12,369
第 15 計算期間末日 (平成 29 年 2 月 20 日)	60,081,736,516	60,081,736,516	12,332	12,332
第 16 計算期間末日 (平成 30 年 2 月 20 日)	39,736,316,605	39,736,316,605	12,422	12,422
第 17 計算期間末日 (平成 31 年 2 月 20 日)	27,303,574,670	27,303,574,670	12,601	12,601
第 18 計算期間末日 (令和 2 年 2 月 20 日)	19,400,701,483	19,400,701,483	12,710	12,710
平成 31 年 3 月末日	26,510,347,853	—	12,667	—
4 月末日	25,787,458,405	—	12,623	—
令和 1 年 5 月末日	24,965,376,536	—	12,700	—
6 月末日	24,301,062,431	—	12,775	—
7 月末日	23,711,492,007	—	12,786	—
8 月末日	22,940,712,147	—	12,955	—
9 月末日	22,366,758,975	—	12,816	—
10 月末日	21,957,211,508	—	12,761	—
11 月末日	21,743,351,946	—	12,713	—
12 月末日	20,550,728,866	—	12,671	—
令和 2 年 1 月末日	20,035,301,592	—	12,723	—
2 月末日	19,419,191,096	—	12,819	—
3 月末日	16,959,925,483	—	12,609	—

② 分配の推移

	1 万口当たりの分配金
第 9 計算期間	0 円
第 10 計算期間	0 円
第 11 計算期間	0 円
第 12 計算期間	0 円
第 13 計算期間	0 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	0 円
第 16 計算期間	0 円
第 17 計算期間	0 円
第 18 計算期間	0 円

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第 9 計算期間	1.18

第 10 計算期間	3.03
第 11 計算期間	1.73
第 12 計算期間	2.17
第 13 計算期間	2.10
第 14 計算期間	3.91
第 15 計算期間	△0.29
第 16 計算期間	0.72
第 17 計算期間	1.44
第 18 計算期間	0.86

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

II 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、後述の「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの「財務諸表」については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。当該監査法人による監査報告書は、「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「財務諸表」の直前に添付されています。

1. 貸借対照表

(単位:円)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,642,320	30,493,159
親投資信託受益証券	27,301,353,506	19,399,133,565
未収入金	42,537,268	127,286,569
流動資産合計	27,385,533,094	19,556,913,293
資産合計	27,385,533,094	19,556,913,293
負債の部		
流動負債		
未払解約金	41,302,552	126,400,727
未払受託者報酬	8,089,121	5,931,396
未払委託者報酬	32,356,430	23,725,520
未払利息	70	11
その他未払費用	210,251	154,156
流動負債合計	81,958,424	156,211,810
負債合計	81,958,424	156,211,810
純資産の部		
元本等		
元本	21,668,404,536	15,264,263,941
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,635,170,134	4,136,437,542
(分配準備積立金)	4,131,447,379	2,756,790,312
元本等合計	27,303,574,670	19,400,701,483
純資産合計	27,303,574,670	19,400,701,483
負債純資産合計	27,385,533,094	19,556,913,293

2. 損益および剰余金計算書

(単位:円)

	第 17 期		第 18 期	
	自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日		自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日	
営業収益				
受取利息		37		73
有価証券売買等損益		497,721,933		306,684,053
営業収益合計		497,721,970		306,684,126
営業費用				
支払利息		19,656		10,878
受託者報酬		17,604,060		12,723,659
委託者報酬		70,416,124		50,894,521
その他費用		458,458		330,753
営業費用合計		88,498,298		63,959,811
営業利益又は営業損失(△)		409,223,672		242,724,315
経常利益又は経常損失(△)		409,223,672		242,724,315
当期純利益又は当期純損失(△)		409,223,672		242,724,315
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		22,687,580		91,907,913
期首剰余金又は期首欠損金(△)		7,748,343,582		5,635,170,134
剰余金増加額又は欠損金減少額		416,409,231		489,118,534
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		416,409,231		489,118,534
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,916,118,771		2,138,667,528
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		2,916,118,771		2,138,667,528
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		5,635,170,134		4,136,437,542

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1. 期首元本額	31,987,973,023 円	21,668,404,536 円
期中追加設定元本額	1,720,259,961 円	1,805,620,820 円
期中一部解約元本額	12,039,828,448 円	8,209,761,415 円
2. 受益権の総数	21,668,404,536 口	15,264,263,941 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日			第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日		
1.分配金の計算過程			1.分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	202,142,137 円	費用控除後の配当等収益額	A	114,551,146 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,578,619,348 円	収益調整金額	C	1,381,406,706 円
分配準備積立金額	D	3,929,305,242 円	分配準備積立金額	D	2,642,239,166 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,710,066,727 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,138,197,018 円
当ファンドの期末残存口数	F	21,668,404,536 口	当ファンドの期末残存口数	F	15,264,263,941 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,635 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,711 円
1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日	第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左
------------------	--	----

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませ	同左
2.時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	480,944,428	215,258,311
合計	480,944,428	215,258,311

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1 口当たり純資産額	1,2601 円	1,2710 円
(1 万口当たり純資産額)	(12,601 円)	(12,710 円)

**三菱UFJ 外国株式ファンド VA
(適格機関投資家限定)**

特別勘定で組入れる投資信託に関する情報

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

三菱UFJ 外国株式ファンドVA(適格機関投資家限定)

2 目的及び基本的性格

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法に準じた当ファンドの商品分類[※]は、「追加型／海外／株式／インデックス型」に該当します。

信託金の上限は1兆円とします。

※商品分類

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

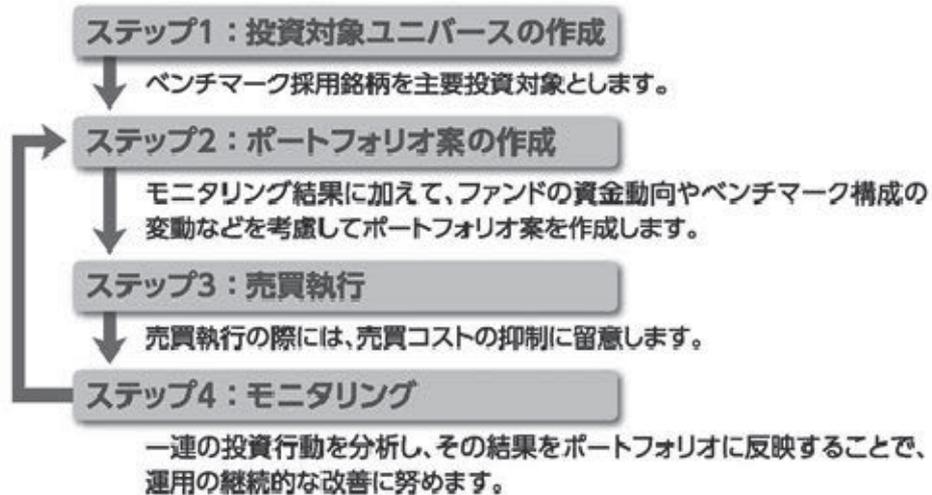
上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

3 特色

当ファンドは三菱UFJ 外国株式マザーファンド(「親投資信託」ということがあります。)受益証券を主要投資対象とし、ベンチマーク^{※1}(MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)^{※2})に連動する投資成果を目指して運用を行います。

- わが国を除く世界各国の株式等を主要投資対象とします。
運用にあたっては、三菱UFJ 外国株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国を除く世界主要国の株式に直接投資することもできます。
- MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 外貨建資産については、原則としてヘッジを行いません。外貨建資産への投資割合は原則として高位を保ち為替ヘッジを行いませんので、為替変動リスクがあります。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

＜運用プロセスのイメージ＞



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<http://www.am.mufj.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

※1 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

※2 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。MSCI Inc.および MSCI 指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源から MSCI 指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数またはそれに含まれるいかなるデータの獨創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して MSCI 指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI 指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社および MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなる MSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することは

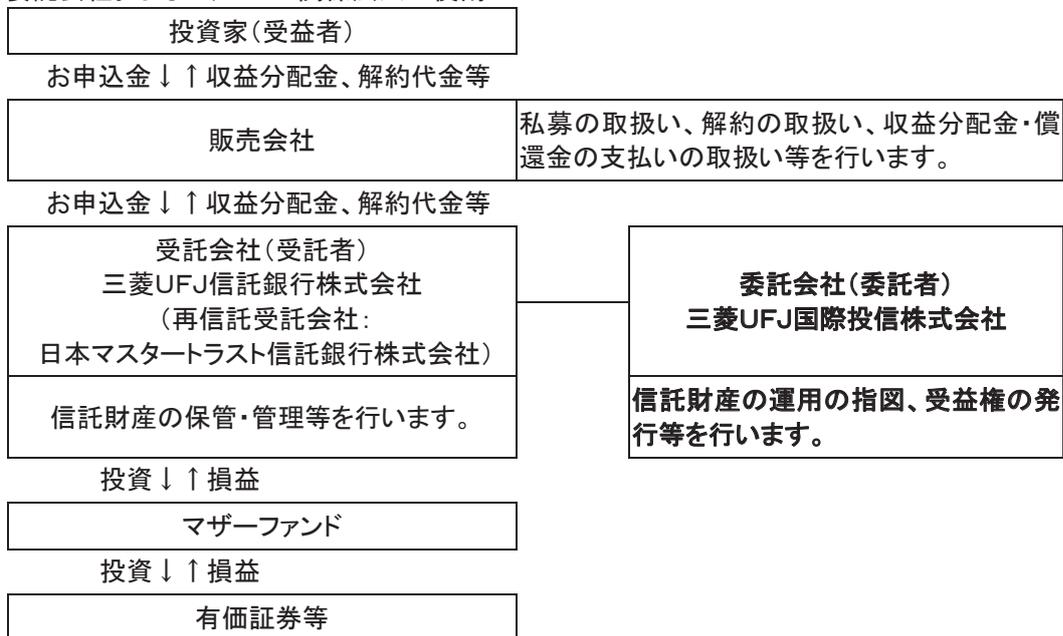
できません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI Inc.の書面による許諾を得ることなく MSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注)「VA」とは、Variable Annuity(変額年金)の略称です。

4 仕組み

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の私募の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。三菱UFJ 外国株式マザーファンドを主要投資対象とし、ベンチマーク(MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース))に連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、わが国を除く世界主要国の株式に直接投資することもできます。

運用の効率化を図るためおよび当該ベンチマークへの連動を目指すため、先物取引等を利用します。

外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

マザーファンドの投資方針と主な投資対象

三菱UFJ 外国株式マザーファンド

わが国を除く世界各国の株式等を主要投資対象とし、ベンチマーク(MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース))に連動する投資成果を目指して運用を行います。

外貨建資産については原則としてヘッジを行いません。ただし、市況動向等の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

2 運用体制

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

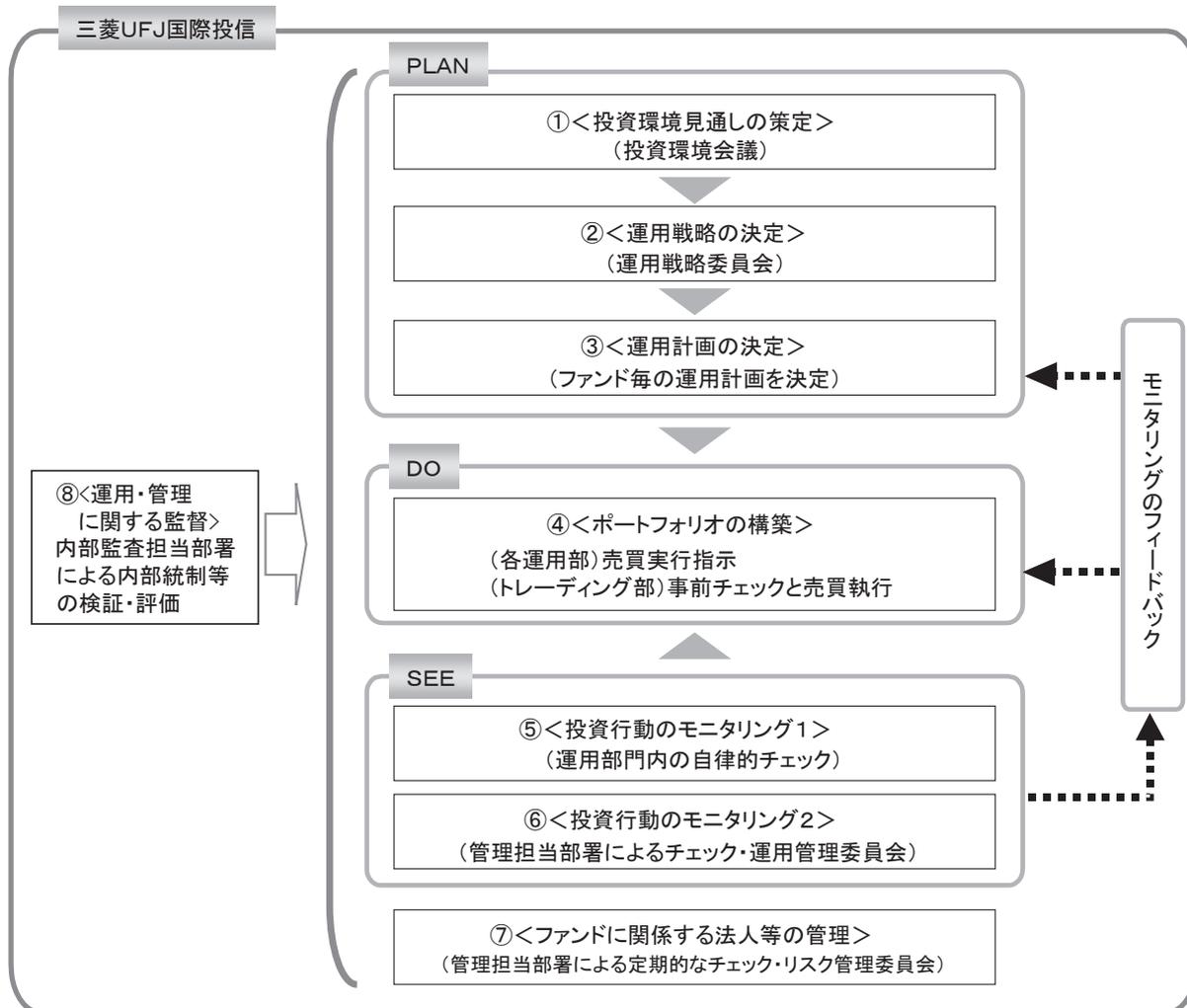
⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。



3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

三菱UFJ 外国株式マザーファンド

- ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。

①市場リスク

(価格変動リスク)

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

②信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

③流動性リスク

株式を売買しようとする際に、その株式の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

※留意事項

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離を生じることがあります。

上記の投資リスク管理の体制は以下の通りです。

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

3. その他詳細情報

1 三菱UFJ 外国株式ファンドVA(適格機関投資家限定)の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限り。)
- a. 有価証券先物取引等
- b. スワップ取引
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された三菱UFJ 外国株式マザーファンド受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

ものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
 17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいい、1. から21. に該当するものを除きます。)
 23. 外国の者に対する権利で21. および22. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 信託の受益権(金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、1. から5. に該当するものを除きます。)
7. 投資事業有限責任組合契約に基づく権利(金融商品取引法第2条第2項第5号に該当するものをいいます。)
8. 外国の者に対する権利で5. から7. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

2 三菱UFJ 外国株式ファンドVA(適格機関投資家限定)の投資制限

(1)当ファンドの信託約款に定められた投資制限

①新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額

が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.、②、③において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

③同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④同一銘柄の転換社債等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤スワップ取引

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑥信用取引

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. a. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑦外国為替予約取引

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b. a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑧公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑨資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

c. b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

⑩投資する株式等の範囲

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価

するものとします。

- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b. a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- b. a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価

総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑭特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮デリバティブ取引等

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

(2) その他法令等に定められた投資制限

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

4. 運用状況

1 投資状況(令和 2年 3月31日現在)

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	11,765,200,058	100.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	569,465	0.00
純資産総額		11,765,769,523	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況(令和 2年 3月 31日現在)

三菱UFJ 外国株式マザーファンド

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	60,264,483,036	72.96
	イギリス	4,471,612,224	5.41
	スイス	3,286,275,977	3.98
	フランス	3,064,986,863	3.71
	カナダ	2,850,720,102	3.45
	ドイツ	2,476,910,483	3.00
	オーストラリア	1,737,098,253	2.10
	オランダ	1,452,394,609	1.76
	香港	996,096,305	1.21
	スウェーデン	815,642,803	0.99
	スペイン	793,039,842	0.96
	デンマーク	671,238,516	0.81
	イタリア	552,499,123	0.67
	シンガポール	320,447,550	0.39
	フィンランド	292,736,786	0.35
	ベルギー	260,706,218	0.32
	アイルランド	171,505,906	0.21
	ノルウェー	160,690,433	0.19
	イスラエル	94,818,208	0.11
	ニュージーランド	88,848,874	0.11
ルクセンブルグ	54,233,680	0.07	
ポルトガル	50,771,534	0.06	
オーストリア	47,428,464	0.06	
小計		84,975,185,789	102.88
投資証券	アメリカ	1,984,086,819	2.40

	オーストラリア	99,721,474	0.12
	香港	48,901,320	0.06
	イギリス	44,480,579	0.05
	シンガポール	44,356,077	0.05
	フランス	42,666,726	0.05
	オランダ	24,633,517	0.03
	カナダ	18,274,079	0.02
	小計	2,307,120,591	2.79
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	△4,682,997,014	△5.67
純資産総額		82,599,309,366	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

(単位:円)

資産の種類	建別	国/地域	時価合計	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	4,106,434,776	4.97
	買建	カナダ	206,372,656	0.25
	買建	ドイツ	733,276,662	0.89
	買建	オーストラリア	111,498,786	0.13
	買建	イギリス	296,210,376	0.36
	買建	スイス	192,707,194	0.23

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 投資資産(令和2年3月31日現在)

(1)投資有価証券の主要銘柄

a評価額上位30銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 外国株式マザーファンド	5,550,931,851	2.8396	15,762,584,196	2.1195	11,765,200,058	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b全銘柄の種類/業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

(2)投資不動産物件

該当事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(令和 2 年 3 月 31 日現在)

三菱UFJ 外国株式マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄

a評価額上位30銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	180,329	14,371.20	2,591,545,116	17,437.83	3,144,546,608	3.81
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	110,634	21,479.73	2,376,389,366	27,730.97	3,067,988,389	3.71
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	10,494	204,004.37	2,140,821,915	213,736.67	2,242,952,704	2.72
アメリカ	株式	FACEBOOK INC-CLASS A	メディア・娯楽	59,898	20,003.86	1,198,191,481	18,060.33	1,081,778,155	1.31
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	7,759	126,762.27	983,548,488	124,808.42	968,388,535	1.17
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	65,494	14,984.51	981,395,874	14,475.47	948,056,976	1.15
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	7,393	127,499.51	942,603,950	124,752.91	922,298,318	1.12
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	73,715	11,355.58	837,076,983	11,298.35	832,858,460	1.01
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	77,884	11,914.96	927,984,803	10,175.60	792,516,820	0.96
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	62,030	11,837.80	734,299,295	12,515.45	776,333,364	0.94
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	42,488	17,982.09	764,023,406	18,018.98	765,590,554	0.93
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	108,232	5,019.09	543,227,017	6,038.97	653,610,526	0.79
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	32,613	21,974.16	716,643,407	19,935.47	650,155,790	0.79
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	23,546	26,413.76	621,938,628	27,346.80	643,907,809	0.78
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・サービス	22,281	27,718.53	617,596,773	27,561.19	614,091,041	0.74
アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	102,681	6,285.63	645,414,946	5,960.61	612,042,330	0.74
スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	17,464	30,672.62	535,666,773	34,959.24	610,528,307	0.74
アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	181,682	3,474.62	631,276,207	3,289.93	597,721,226	0.72
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	27,135	21,192.01	575,045,396	21,341.56	579,103,312	0.70
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	63,411	8,585.90	544,440,806	8,374.46	531,033,422	0.64
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	212,326	3,028.58	643,048,073	2,398.61	509,287,946	0.62

三菱UFJ 外国株式ファンドVA(適格機関投資家限定)

アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	101.060	5,357.67	541,446,601	4,897.35	494,926,191	0.60
アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	137,950	4,394.74	606,255,622	3,555.47	490,477,928	0.59
アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・娯楽	44,858	14,331.17	642,867,703	10,861.23	487,213,235	0.59
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	34,549	14,194.48	490,405,269	13,655.98	471,800,743	0.57
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	53,427	9,473.49	506,140,159	8,807.73	470,571,018	0.57
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	104,909	5,924.62	621,546,228	4,388.02	460,343,378	0.56
アメリカ	株式	WALMART INC	食品・生活必需品小売り	35,308	11,205.30	395,636,837	12,536.12	442,625,597	0.54
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	10,909	38,549.75	420,539,329	40,371.57	440,413,531	0.53
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディア・娯楽	112,821	4,658.33	525,557,852	3,862.37	435,757,202	0.53

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b全銘柄の種類／業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	エネルギー	3.69
	素材	4.22
	資本財	6.59
	商業・専門サービス	1.33
	運輸	1.92
	自動車・自動車部品	0.99
	耐久消費財・アパレル	1.89
	消費者サービス	1.56
	メディア・娯楽	6.61
	小売	5.63
	食品・生活必需品小売り	1.81
	食品・飲料・タバコ	5.38
	家庭用品・パーソナル用品	2.49
	ヘルスケア機器・サービス	5.64
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.99
	銀行	6.48
	各種金融	4.56
	保険	3.65
	不動産	0.53
	ソフトウェア・サービス	11.89

	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.37
	電気通信サービス	2.56
	公益事業	4.19
	半導体・半導体製造装置	3.88
	小計	102.88
投資証券	—	2.79
合計		105.67

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

(2)投資不動産物件

該当事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	SP EMINI2006	買建	289	アメリカドル	36,789,216.9	4,003,770,474	37,732,562.5	4,106,434,776	4.97
	カナダ	モントリオール取引所	SP/TSE602006	買建	17	カナダドル	2,642,119	202,386,315	2,694,160	206,372,656	0.25
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO ST 2006	買建	226	ユーロ	5,896,625.5	704,941,579	6,133,640	733,276,662	0.89
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 2006	買建	13	オーストラリアドル	1,671,460.75	110,466,840	1,687,075	111,498,786	0.13
	イギリス	インターコンチネンタル取引所	FTSE100 2006	買建	40	イギリスポンド	2,177,070	290,246,972	2,221,800	296,210,376	0.36
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS IX2006	買建	19	スイスフラン	1,632,078	184,767,550	1,702,210	192,707,194	0.23

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

3 運用実績

① 純資産の推移

下記計算期間末日および令和2年3月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末日 (平成23年2月21日)	178,228,344,519	179,594,110,020	13,050	13,150
第10計算期間末日 (平成24年2月20日)	168,010,278,568	168,010,278,568	12,192	12,192
第11計算期間末日 (平成25年2月20日)	181,337,783,162	182,458,719,081	16,177	16,277
第12計算期間末日 (平成26年2月20日)	154,867,336,833	155,609,574,516	20,865	20,965
第13計算期間末日 (平成27年2月20日)	119,656,758,865	120,112,844,889	26,236	26,336
第14計算期間末日 (平成28年2月22日)	66,337,528,027	66,337,528,027	22,077	22,077
第15計算期間末日 (平成29年2月20日)	48,254,324,162	48,434,721,234	26,749	26,849

第 16 計算期間末日 (平成 30 年 2 月 20 日)	30,585,863,374	30,585,863,374	29,817	29,817
第 17 計算期間末日 (平成 31 年 2 月 20 日)	22,263,769,426	22,263,769,426	30,873	30,873
第 18 計算期間末日 (令和 2 年 2 月 20 日)	16,090,861,298	16,090,861,298	37,281	37,281
平成 31 年 3 月末日	20,876,899,879	—	31,353	—
4 月末日	20,637,242,273	—	32,743	—
令和 1 年 5 月末日	19,134,285,767	—	30,662	—
6 月末日	19,328,185,484	—	31,753	—
7 月末日	18,793,074,003	—	32,604	—
8 月末日	17,783,410,499	—	30,974	—
9 月末日	17,622,577,250	—	31,954	—
10 月末日	17,742,781,284	—	33,207	—
11 月末日	17,617,241,281	—	34,429	—
12 月末日	16,621,351,194	—	35,455	—
令和 2 年 1 月末日	15,838,937,641	—	35,483	—
2 月末日	13,891,562,615	—	32,679	—
3 月末日	11,765,769,523	—	27,748	—

② 分配の推移

	1 万口当たりの分配金
第 9 計算期間	100 円
第 10 計算期間	0 円
第 11 計算期間	100 円
第 12 計算期間	100 円
第 13 計算期間	100 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	100 円
第 16 計算期間	0 円
第 17 計算期間	0 円
第 18 計算期間	0 円

③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第 9 計算期間	10.42
第 10 計算期間	△6.57
第 11 計算期間	33.50
第 12 計算期間	29.59
第 13 計算期間	26.22
第 14 計算期間	△15.85
第 15 計算期間	21.61
第 16 計算期間	11.46
第 17 計算期間	3.54

第 18 計算期間	20.75
-----------	-------

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

II 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、後述の「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの「財務諸表」については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。当該監査法人による監査報告書は、「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「財務諸表」の直前に添付されています。

1. 貸借対照表

(単位:円)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	60,840,165	44,766,929
親投資信託受益証券	22,259,236,254	16,087,676,025
未収入金	283,671,266	144,186,994
流動資産合計	22,603,747,685	16,276,629,948
資産合計	22,603,747,685	16,276,629,948
負債の部		
流動負債		
未払解約金	281,859,853	142,901,053
未払受託者報酬	12,870,871	9,493,457
未払委託者報酬	45,047,993	33,227,036
未払利息	102	16
その他未払費用	199,440	147,088
流動負債合計	339,978,259	185,768,650
負債合計	339,978,259	185,768,650
純資産の部		
元本等		
元本	7,211,316,156	4,316,105,621
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	15,052,453,270	11,774,755,677
(分配準備積立金)	12,245,523,794	10,024,087,574
元本等合計	22,263,769,426	16,090,861,298
純資産合計	22,263,769,426	16,090,861,298
負債純資産合計	22,603,747,685	16,276,629,948

2. 損益および剰余金計算書

(単位:円)

	第 17 期		第 18 期	
	自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日		自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日	
営業収益				
受取利息		61		85
有価証券売買等損益		1,206,273,465		3,503,250,569
営業収益合計		1,206,273,526		3,503,250,654
営業費用				
支払利息		22,643		11,447
受託者報酬		28,188,752		20,208,813
委託者報酬		98,660,506		70,730,714
その他費用		437,205		313,201
営業費用合計		127,309,106		91,264,175
営業利益又は営業損失(△)		1,078,964,420		3,411,986,479
経常利益又は経常損失(△)		1,078,964,420		3,411,986,479
当期純利益又は当期純損失(△)		1,078,964,420		3,411,986,479
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		309,168,439		651,538,650
期首剰余金又は期首欠損金(△)		20,327,987,720		15,052,453,270
剰余金増加額又は欠損金減少額		283,578,103		111,484,986
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		283,578,103		111,484,986
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,328,908,534		6,149,630,408
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,328,908,534		6,149,630,408
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		15,052,453,270		11,774,755,677

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1. 期首元本額	10,257,875,654 円	7,211,316,156 円
期中追加設定元本額	147,717,712 円	50,726,190 円
期中一部解約元本額	3,194,277,210 円	2,945,936,725 円
2. 受益権の総数	7,211,316,156 口	4,316,105,621 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日			第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	424,938,451 円	費用控除後の配当等 収益額	A	303,176,590 円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	344,857,530 円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	2,457,271,239 円
収益調整金額	C	5,651,997,417 円	収益調整金額	C	3,448,574,372 円
分配準備積立金額	D	11,475,727,813 円	分配準備積立金額	D	7,263,639,745 円
当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D	17,897,521,211 円	当ファンドの分配対象 収益額	E=A+B+C+D	13,472,661,946 円
当ファンドの期末残存 口数	F	7,211,316,156 口	当ファンドの期末残存 口数	F	4,316,105,621 口
1 万口当たり収益分 配対象額	G=E/F*10,000	24,818 円	1 万口当たり収益分 配対象額	G=E/F*10,000	31,214 円
1 万口当たり分配金 額	H	—円	1 万口当たり分配金 額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日	第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券</p> <p>(2)デリバティブ取引</p> <p>(3)上記以外の金融商品</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	881,676,066	2,831,819,861
合計	881,676,066	2,831,819,861

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1 口当たり純資産額	3.0873 円	3.7281 円
(1 万口当たり純資産額)	(30,873 円)	(37,281 円)

マニユライフ・
外国債券インデックス
ファンド/ヘッジあり
(適格機関投資家専用)

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する極めて重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

マニュアル・外国債券インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）

以下、上記を「ファンド」といいます。

2 目的及び基本的性格

マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。

当ファンドの分類は、追加型投信／海外／債券／インデックス型 に属します。

信託金の上限は 5,000 億円とします。

※FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。同インデックスは同社の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関する全ての権利は、同社が有しています。

下記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型	国内	株式 債券	インデックス型
追加型	海外	不動産投信 その他資産	特殊型
	内外	資産複合	

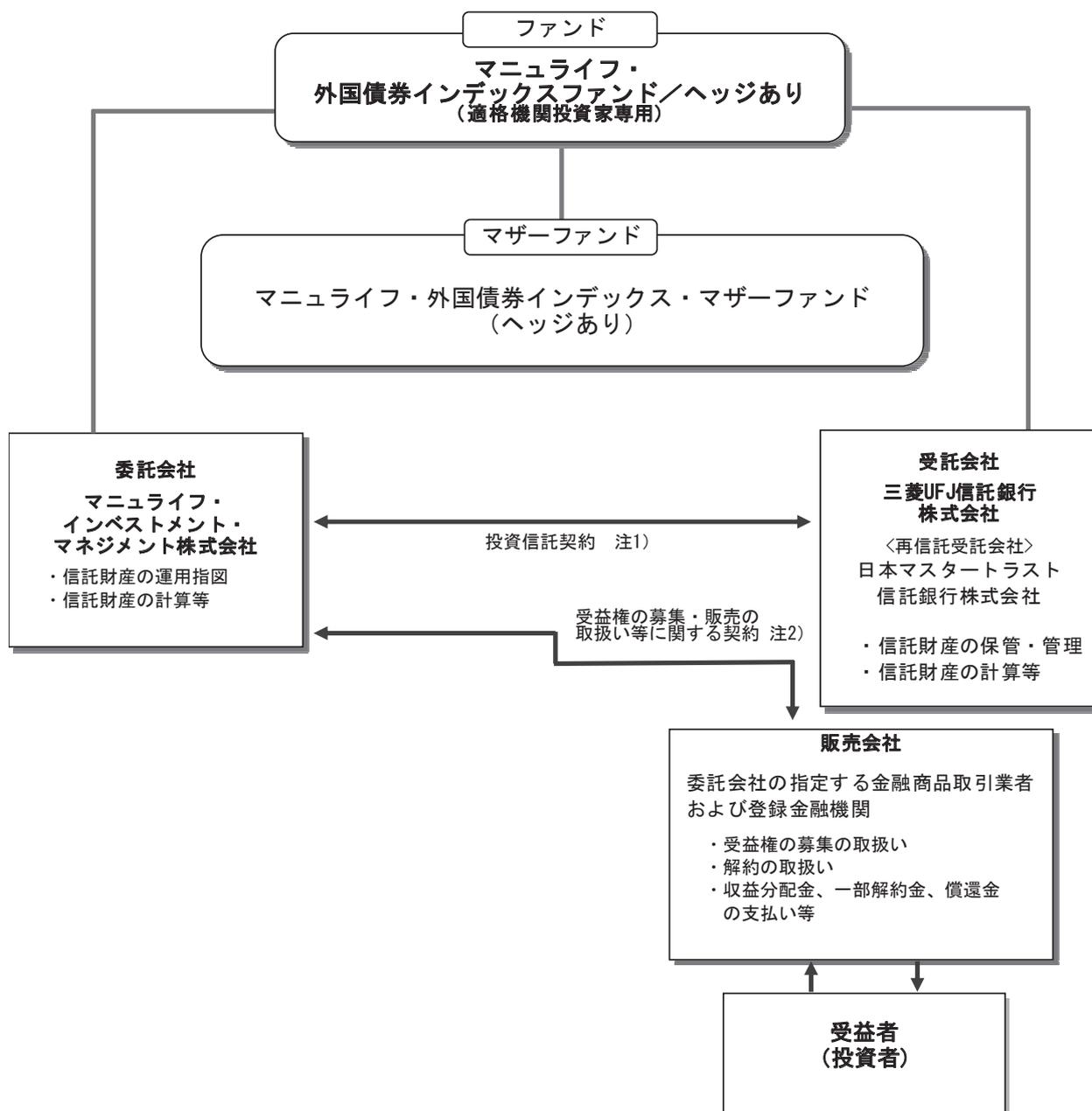
・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券	年 2 回	日本 北米			TOPIX
不動産投信 その他資産（投資信託証券（債券一般）） 資産複合	年 4 回	欧州 アジア	ファンド・ オブ・ファンズ	なし	その他 (シティ世界国債インデックス、除く日本、ヘッジあり、円ベース)
資産配分固定型 資産配分変更型	年 6 回(隔月) 年 12 回(毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ			
	日々	中近東（中東） エマージング			
	その他				

- * 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- * 当ファンドはファミリー・ファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券一般））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。
- * 商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

3 仕組み

◆ ファンドの仕組み



<関係法人と締結している契約の概要>

注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

- ① マザーファンドを通じて主として FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）に採用されている国債等に投資し、同インデックスと連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

○投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】

マザーファンドの投資方針と主な投資対象

マニユライフ・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）※に連動する投資成果をめざして運用を行います。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。

債券の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動および運用の効率化に資するため、債券先物取引等を利用し、組入比率の調整を行うことがあります。その場合、当該組入比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

組入外貨建資産に対して、為替変動リスクを回避するため、外国為替予約取引を利用し、原則として為替フルヘッジを行います。ただし、対象インデックスとの連動に資するため、当該取引によるヘッジ比率の調整を行うことがあります。その場合、当該ヘッジ比率は、信託財産の純資産総額をある程度上回るあるいは下回ることがあります。

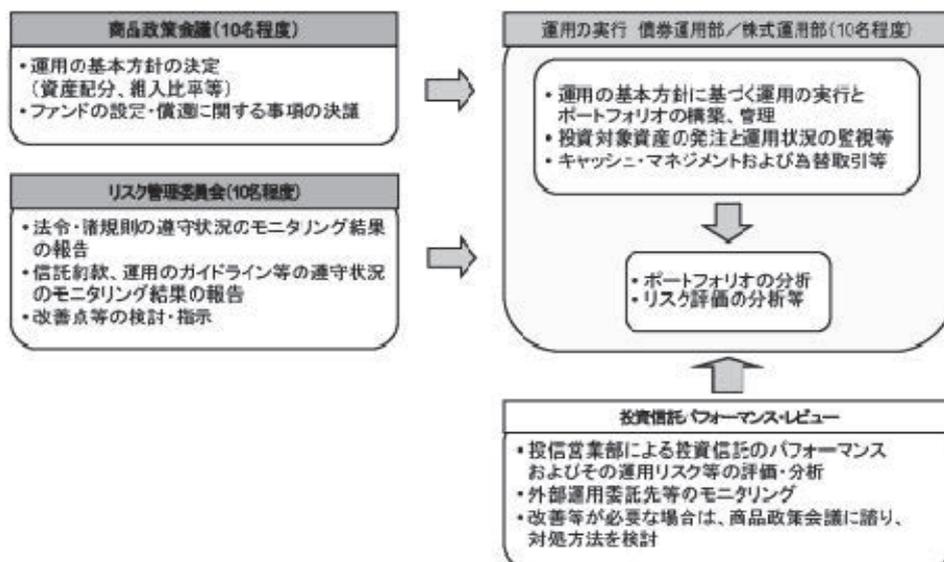
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLC が開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。

同インデックスは同社の知的財産であり、指数の算出、数値の公表、利用など指数に関する全ての権利は、同社が有しています。

2 運用体制

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

※上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

◆ 運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

◆ ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

上記体制は 2020 年 7 月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款に基づく主な投資制限は下記の通りです。

- ① 債券への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等の直接利用は行いません。
- ④ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

- ① 債券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の債券への投資割合には制限を設けません。
- ④ 有価証券先物取引等は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑤ スワップ取引は、ヘッジ目的に限定せず、約款に定める範囲で行います。
- ⑥ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

4 投資リスクについて

（投資信託はリスク商品であり、投資元金は保証されておりません。また、収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

- ・ 当ファンド(マザーファンドを含みます。)は、主に有価証券等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なり、投資元金は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。
- ・ お申込みの際は、当ファンドのリスクをご認識・ご検討のうえ、慎重にご判断いただく必要があります。

当ファンド（マザーファンドを含みます）が有する主なリスクは以下の通りです。

① 価額変動リスク

- ・ 一般に公社債は、金利変動等により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行条件等によりばらつきがあります。
- ・ ファンドは、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）に連動する投資成果を目指して運用することから、国債等投資に係る価格変動リスクの影響を受け、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割込むことがあります。

② 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 信用リスク

- ・ 一般に投資した発行体の財務・財政などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に公社債および短期金融資産にデフォルト（債務不履行）や元利金に支払い遅延等が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

- ・ 当ファンドは原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受けます。なお、為替ヘッジを行う場合、円金利が当該外貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

⑤ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、組入れた有価証券の価格が予想外に下落し、方針に沿った運用が困難となることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑥ デリバティブの利用に伴うリスク

ファンドは、指数先物取引等デリバティブと呼ばれる金融派生商品を定められた範囲で利用することがあります。デリバティブの価値は、基礎となる株式、債券等の原資産価値に依存し、またそれらによって変動します。

なお、その価値は、種類によっては基礎となる原資産の価値以上に変動することもあります。また、取引市場の状況によっては、取引所等の値幅制限等により予定通り反対売買できなかったり、取引相手の倒産等で反対売買ができなくなったり、理論価値より大幅に不利な条件でしか、反対売買ができなくなるリスクがあり、損失を被ることがあります。したがって、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り、投資元金を割込むことがあります。

⑦ 外国為替予約取引の利用に伴うリスク

外国為替予約とは、将来あらかじめ定められた条件（取引対象通貨、時期、金額、為替レート等）で外貨の売買を行う契約のことをいいます。一般的に為替変動リスクの回避のために利用されます。ファンドにおいて、売り予約（外貨を売る契約）を行った場合、当該外貨の為替レートが円高方向に変動すれば収益が発生し、円安方向に変動すれば損失が発生します。（仮に買予約を行っている場合は、逆の結果となります。）

為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあり、その場合基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意事項>

① インデックスへの連動性に関する事項

ファンドが組入れるマザーファンドは、対象インデックスの動きに連動させることを目指して運用を行うことを基本としますが、主として次の事由からファンドの基準価額の動きと、当該インデックスの動きに乖離が生じて、完全に連動するものではありません。

- ・ インデックスの構成銘柄のすべてを、ファンドにおいて、インデックスの算出通りに組入れられない場合があること
- ・ ファンドにおける信託報酬、売買委託手数料等の費用負担の影響
- ・ ファンドにおける売買約定価格と基準価額計算に使用する評価時価の相違
- ・ インデックス算出に使用する時価と基準価額計算における時価の相違
- ・ インデックス算出に使用する為替レートと基準価額計算における為替レートの相違
- ・ 円ヘッジのインデックス算出に用いられるヘッジ・コストと実際のファンドにおけるヘッジ・コストとの相違
- ・ 株価指数先物・債券先物等を利用した場合、当該先物等の時価の動きとインデックスの動きの乖離
- ・ インデックスの構成銘柄の入れ替えおよびその算出方法の変更による影響等

② システムリスク・市場リスク等に関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

③ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度の大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有証券を大量に売却することがあります。その際に基準価額が大きく変動する可能性があります。

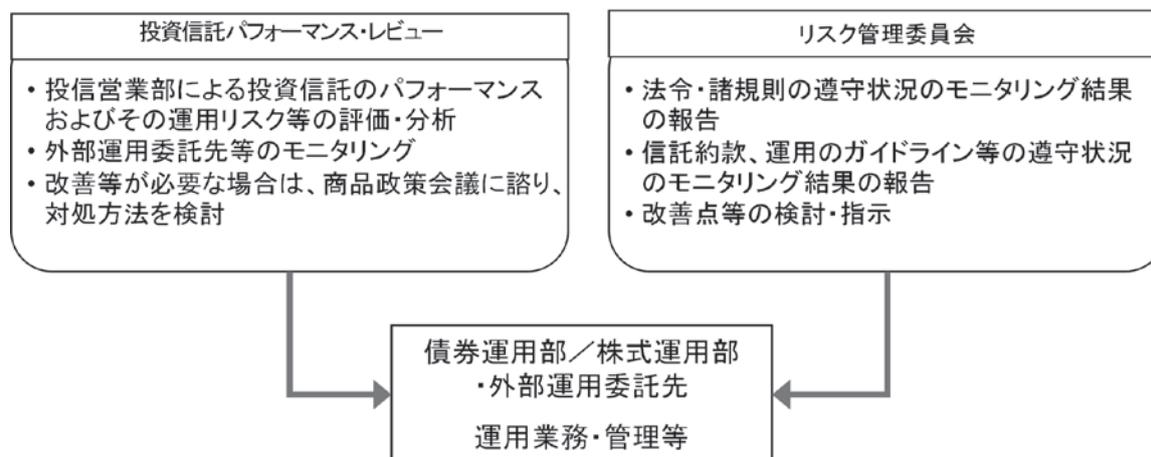
④ 法令・税制・会計方針等の変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針等は、今後変更される場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんので、ご注意ください。

前記投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

◆ リスク管理関連の会議



リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。
----------	--

※上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事・総務部長および経理部長により構成されています。

上記体制は 2020 年 7 月末時点のものであり、今後変更となる場合があります。

3. その他の詳細情報

1 マニュアル・外国債券インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものを行い、約款第22条に定めるものに限ります。）
 - ホ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、主としてマニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益権ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引
- 法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- ③ 金融商品の指図範囲
この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ その他の投資対象の指図範囲
この信託において約款に定める投資対象とするその他のものは、次に掲げるものとします。
- ・ 外国為替予約取引

2 マニュアル・外国債券インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の投資制限

<約款に定める投資制限>

- ① 債券への実質投資割合には制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - ③ 有価証券先物取引等の直接利用は行いません。
 - ④ 信用取引、空売り、有価証券の貸付・借入れは行いません。
 - ⑤ 投資信託証券（マニュアル外国債券インデックス・マザーファンド受益証券を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - ⑥ 外国為替予約取引の指図範囲
 - 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 - 2) 上記1)の予約取引の指図は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産の属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額を超えないものとします。
 - 3) 上記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その越える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
 - ⑦ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限される場合があります。
 - ⑧ 資金の借入れ
 - 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡りまでの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- <法令上の投資制限>
1. デリバティブ取引において、金融商品の価格や金利変動その他の理由により、発生し得るリスクに対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる取引は行いません。（金融商品取引法）

3 マザーファンドの投資制限

マニュアル・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

<約款上の投資制限>

- ① 債券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建て資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の債券への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産における運用成果の目標である FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）との連動および運用の効率化に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものを言います。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものを言います。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金商法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものを言います。以下同じ。）ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の買建て又は売建ておよびコール・オプション又はプット・オプションの売り付けの指図は、それらの取引の建て玉合計額が信託財産の純資産総額の範囲を超えないものとします。
 2. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲とします。
- 2) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。
- 3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。

1. 先物取引の買建て又は売建ておよびコール・オプション又はプット・オプションの売り付けの指図は、それらの取引の建て玉合計額が信託財産の純資産総額の範囲を超えないものとします。
2. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲とします。

- 2) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。

- 3) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、当該先物取引およびオプション取引の指図に係る建て玉範囲は、上記 1) 1. および 2. に準ずるものとします。

⑤ スワップ取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ニおよび第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものを言います。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として別に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引に係る想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の

提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- ⑥ 信用取引、空売り、有価証券の借入れは行いません。
- ⑦ 有価証券の貸付の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50% を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50% を超えないものとします。

- 2) 上記 1) 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- 3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑧ 外国為替予約取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産における為替リスクの回避および FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり、円ベース）への連動に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

- 2) 上記 1) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買い予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額、若しくは信託財産の外貨建て資産額と④に係る有価証券先物取引等の建て玉額の合計額を超えないものとします。

- ⑨ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

<法令上の投資制限>

マニュアル・外国債券インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の<法令上の投資制限>の 1. に準じます。

4. 運用状況

以下は、2020年7月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

1 投資状況

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	10,660,923,701	100.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△13,750,201	△0.12
合計（純資産総額）		10,647,173,500	100.00

【参考情報】マザーファンドの投資状況

マニユライフ・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

資産の種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	14,732,708,157	41.80
	カナダ	611,469,337	1.73
	メキシコ	254,369,007	0.72
	ユーロ（ドイツ）	2,568,389,645	7.28
	ユーロ（イタリア）	3,113,258,966	8.83
	ユーロ（フランス）	3,452,210,060	9.79
	ユーロ（オランダ）	679,525,260	1.92
	ユーロ（スペイン）	2,041,060,140	5.79
	ユーロ（ベルギー）	874,064,507	2.48
	ユーロ（オーストリア）	526,681,320	1.49
	ユーロ（フィンランド）	223,069,379	0.63
	ユーロ（アイルランド）	267,108,513	0.75
	イギリス	2,198,000,588	6.23
	スウェーデン	101,188,781	0.28
	ノルウェー	77,568,731	0.22
	デンマーク	162,178,831	0.46
	ポーランド	213,720,069	0.60
	オーストラリア	722,174,378	2.04
	シンガポール	279,337,154	0.79
	小 計	33,098,082,823	93.92
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）	—	2,142,068,735	6.07
合計（純資産総額）		35,240,151,558	100.00

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	マニユライフ・ 外国債券インデックス・ マザーファンド (ヘッジあり)	7,372,189,822	1.3886	10,237,022,787	1.4461	10,660,923,701	100.12

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.12
合計	100.12

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産

マニユライフ・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位 30 銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	3,050,000	13,912.84	424,341,803	16,042.61	489,299,788	3.875	2040/8/15	1.38
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	3,600,000	10,451.63	376,258,752	10,855.92	390,813,361	1.375	2023/8/31	1.10
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	3,000,000	12,096.25	362,887,734	12,153.21	364,596,375	2.375	2029/5/15	1.03
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	3,200,000	11,259.87	360,316,038	11,233.05	359,457,883	2.75	2023/5/31	1.02
5	フランス	国債 証券	FRANCE (GOVT OF)	1,550,000	21,086.70	326,843,972	21,187.74	328,410,120	4.75	2035/4/25	0.93
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2,700,000	10,912.31	294,632,434	11,548.49	311,809,331	2.25	2025/11/15	0.88
7	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2,000,000	12,641.07	252,821,464	14,848.70	296,974,107	3.125	2044/8/15	0.84
8	イタリア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,550,000	18,940.27	293,574,290	18,599.86	288,297,871	6	2031/5/1	0.81
9	イギリス	国債 証券	TSY 4 1/2% 2042	1,140,000	23,218.67	264,692,909	25,026.03	285,296,815	4.5	2042/12/7	0.80
10	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2,600,000	10,567.05	274,743,320	10,701.47	278,238,441	2.125	2021/9/30	0.78
11	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2,500,000	10,679.45	266,986,270	10,790.96	269,774,017	1.75	2022/7/15	0.76

マニュアル・外国債券インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）

12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,500,000	10,589.11	264,727,878	10,754.59	268,864,886	2.125	2021/12/31	0.76
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,500,000	10,572.36	264,309,059	10,681.45	267,036,426	2.25	2021/7/31	0.75
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,800,000	12,450.25	224,104,676	14,691.80	264,452,496	3	2045/11/15	0.75
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,400,000	10,576.04	253,824,962	10,759.49	258,227,978	2	2022/2/15	0.73
16	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	1,600,000	15,401.80	246,428,834	15,338.54	245,416,728	2.75	2027/10/25	0.69
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,000,000	11,413.24	228,264,981	12,262.30	245,246,122	2.75	2028/2/15	0.69
18	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	1,100,000	21,548.07	237,028,817	21,492.97	236,422,730	5.75	2032/10/25	0.67
19	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	1,600,000	14,548.03	232,768,576	14,739.04	235,824,756	1.5	2031/5/25	0.66
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,000,000	10,866.14	217,322,838	11,400.58	228,011,640	2.25	2024/12/31	0.64
21	イギリス	国債証券	TSY 4 1/4% 2036	1,050,000	20,870.66	219,141,932	21,696.33	227,811,564	4.25	2036/3/7	0.64
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,100,000	10,711.28	224,936,980	10,829.36	227,416,744	2.875	2021/11/15	0.64
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,000,000	10,971.96	219,439,357	11,351.14	227,022,857	2.75	2023/11/15	0.64
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,000,000	10,932.74	218,654,856	11,276.36	225,527,390	2.75	2023/7/31	0.63
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,000,000	10,668.38	213,367,641	11,181.16	223,623,357	1.875	2024/8/31	0.63
26	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	920,000	23,898.74	219,868,490	23,584.07	216,973,530	4.25	2039/7/4	0.61
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,000,000	10,408.74	208,174,920	10,808.12	216,162,427	1.25	2023/7/31	0.61
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,800,000	11,339.29	204,107,287	11,954.63	215,183,442	3	2025/10/31	0.61
29	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,050,000	20,492.08	215,166,883	20,192.10	212,017,081	5.75	2032/7/30	0.60
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,800,000	11,131.31	200,363,735	11,668.61	210,035,151	2.75	2025/2/28	0.59

b. 全銘柄の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	93.92
合計	93.92

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所/ 地域	資産の名称/ 通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物 取引	シカゴ商品取引 所/アメリカ	US 10YR NOTE/ 米ドル	買建	48	6,668,419.29	697,516,658	6,720,750.24	702,990,474	1.99
	ユーレックス・ ドイツ金融先物 取引所/ドイツ	EURO-BUND/ ユーロ	買建	26	4,558,422.62	565,837,000	4,619,940	573,473,151	1.62

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	売建	142,033,915.00	15,309,409,596	14,855,327,169	△42.15
	カナダドル	売建	7,832,707.00	622,396,297	609,932,894	△1.73
	メキシコペソ	売建	53,727,670.00	250,656,827	254,669,155	△0.72
	ユーロ	売建	112,244,783.00	13,604,898,310	13,932,944,913	△39.53
	英ポンド	売建	16,020,492.00	2,138,535,425	2,198,011,502	△6.23
	スウェーデンクローナ	売建	8,452,013.00	97,796,053	101,762,236	△0.28
	ノルウェークローネ	売建	6,730,410.00	75,691,543	77,601,627	△0.22
	デンマーククローネ	売建	9,745,276.00	158,557,579	162,453,750	△0.46
	ポーランドズロチ	売建	7,736,123.00	211,575,135	217,462,417	△0.61
	オーストラリアドル	売建	9,648,705.00	718,872,906	727,126,408	△2.06
	シンガポールドル	売建	3,645,093.00	282,022,667	278,047,694	△0.78

(注1) 先物取引については、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

3 運用実績

① 純資産の推移

2020年7月31日及び同日1年以内における各月末ならびに各計算期末の純資産の推移は次の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2010年 2 月22日)	32,817,540,092	32,817,540,092	1.0108	1.0108
第2期	(2011年 2 月21日)	34,001,499,797	34,001,499,797	1.0278	1.0278
第3期	(2012年 2 月20日)	32,388,497,466	32,388,497,466	1.1113	1.1113
第4期	(2013年 2 月20日)	32,516,000,532	32,516,000,532	1.1475	1.1475
第5期	(2014年 2 月20日)	31,674,500,752	31,674,500,752	1.1639	1.1639
第6期	(2015年 2 月20日)	26,943,278,311	26,943,278,311	1.2574	1.2574
第7期	(2016年 2 月22日)	22,156,158,487	22,156,158,487	1.2829	1.2829
第8期	(2017年 2 月20日)	19,335,792,883	19,335,792,883	1.2559	1.2559
第9期	(2018年 2 月20日)	16,376,381,058	16,376,381,058	1.2471	1.2471
第10期	(2019年 2 月20日)	13,311,035,554	13,311,035,554	1.2681	1.2681
第11期	(2020年 2 月20日)	11,664,046,425	11,664,046,425	1.3480	1.3480
	2019年 7 月末日	12,507,827,361	—	1.3218	—
	2019年 8 月末日	12,487,601,883	—	1.3615	—
	2019年 9 月末日	12,316,013,403	—	1.3513	—
	2019年 10 月末日	11,996,041,415	—	1.3338	—
	2019年 11 月末日	11,912,290,647	—	1.3329	—
	2019年 12 月末日	11,749,092,363	—	1.3240	—
	2020年 1 月末日	11,845,687,152	—	1.3482	—
	2020年 2 月末日	11,732,403,198	—	1.3635	—
	2020年 3 月末日	11,189,952,727	—	1.3849	—
	2020年 4 月末日	10,953,320,384	—	1.3815	—
	2020年 5 月末日	10,744,819,661	—	1.3798	—
	2020年 6 月末日	10,703,748,651	—	1.3892	—
	2020年 7 月末日	10,647,173,500	—	1.4023	—

② 分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2009年 2月13日 至 2010年 2月22日	0.0000
第2期	自 2010年 2月23日 至 2011年 2月21日	0.0000
第3期	自 2011年 2月22日 至 2012年 2月20日	0.0000
第4期	自 2012年 2月21日 至 2013年 2月20日	0.0000
第5期	自 2013年 2月21日 至 2014年 2月20日	0.0000
第6期	自 2014年 2月21日 至 2015年 2月20日	0.0000
第7期	自 2015年 2月21日 至 2016年 2月22日	0.0000
第8期	自 2016年 2月23日 至 2017年 2月20日	0.0000
第9期	自 2017年 2月21日 至 2018年 2月20日	0.0000
第10期	自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日	0.0000
第11期	自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日	0.0000

③ 収益率の推移

	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 2009年 2月13日 至 2010年 2月22日	1.1
第2期	自 2010年 2月23日 至 2011年 2月21日	1.7
第3期	自 2011年 2月22日 至 2012年 2月20日	8.1
第4期	自 2012年 2月21日 至 2013年 2月20日	3.3
第5期	自 2013年 2月21日 至 2014年 2月20日	1.4
第6期	自 2014年 2月21日 至 2015年 2月20日	8.0
第7期	自 2015年 2月21日 至 2016年 2月22日	2.0
第8期	自 2016年 2月23日 至 2017年 2月20日	△2.1
第9期	自 2017年 2月21日 至 2018年 2月20日	△0.7
第10期	自 2018年 2月21日 至 2019年 2月20日	1.7
第11期	自 2019年 2月21日 至 2020年 2月20日	6.3

Ⅱ. 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第11期計算期間（2019年2月21日から2020年2月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「Ⅱ. 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」の直前に添付しております。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第10期 (2019年2月20日現在)	第11期 (2020年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	13,311,035,554	11,664,046,425
未収入金	19,399,454	63,430,691
流動資産合計	13,330,435,008	11,727,477,116
資産合計	13,330,435,008	11,727,477,116
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	46,455,526
未払受託者報酬	2,280,908	1,988,981
未払委託者報酬	16,726,626	14,585,800
その他未払費用	391,920	400,384
流動負債合計	19,399,454	63,430,691
負債合計	19,399,454	63,430,691
純資産の部		
元本等		
元本	10,497,095,396	8,652,585,141
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,813,940,158	3,011,461,284
（分配準備積立金）	3,540,745,768	3,133,911,051
元本等合計	13,311,035,554	11,664,046,425
純資産合計	13,311,035,554	11,664,046,425
負債純資産合計	13,330,435,008	11,727,477,116

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第10期 自 2018年2月21日 至 2019年2月20日	第11期 自 2019年2月21日 至 2020年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	274,202,919	814,837,104
営業収益合計	274,202,919	814,837,104
営業費用		
受託者報酬	4,772,531	4,058,214
委託者報酬	34,998,467	29,760,125
その他費用	777,450	791,756
営業費用合計	40,548,448	34,610,095
営業利益又は営業損失（△）	233,654,471	780,227,009
経常利益又は経常損失（△）	233,654,471	780,227,009
当期純利益又は当期純損失（△）	233,654,471	780,227,009
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	14,703,721	95,103,948
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,245,177,711	2,813,940,158
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,654,035	46,610,208
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,654,035	46,610,208
剰余金減少額又は欠損金増加額	676,842,338	534,212,143
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	676,842,338	534,212,143
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,813,940,158	3,011,461,284

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	該当事項はありません。

Ⅲ. 「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目

投資信託（ファンド）の沿革・投資信託（ファンド）の経理状況の詳細・設定および解約の実績については、「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」に記載されています。

「特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容（資産の運用に関する重要な事項）」の項目は以下の通りです。

- I. 投資信託（ファンド）の沿革
- II. 投資信託（ファンド）の経理状況
 1. 財務諸表
 - （1） 貸借対照表
 - （2） 損益及び剰余金計算書
 - （3） 注記表
 - （4） 附属明細表
 2. ファンドの現況
純資産額計算書
- III. 設定及び解約の実績

**三菱UFJ 外国債券ファンド VA
(適格機関投資家限定)**

特別勘定で組入れる投資信託に関する情報

I 投資信託(ファンド)の状況

1. 投資信託(ファンド)の性格

1 名称

三菱UFJ 外国債券ファンドVA(適格機関投資家限定)

2 目的および基本的性格

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法に準じた当ファンドの商品分類*は、「追加型／海外／債券／インデックス型」に該当します。

信託金の上限は1兆円とします。

※商品分類

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。

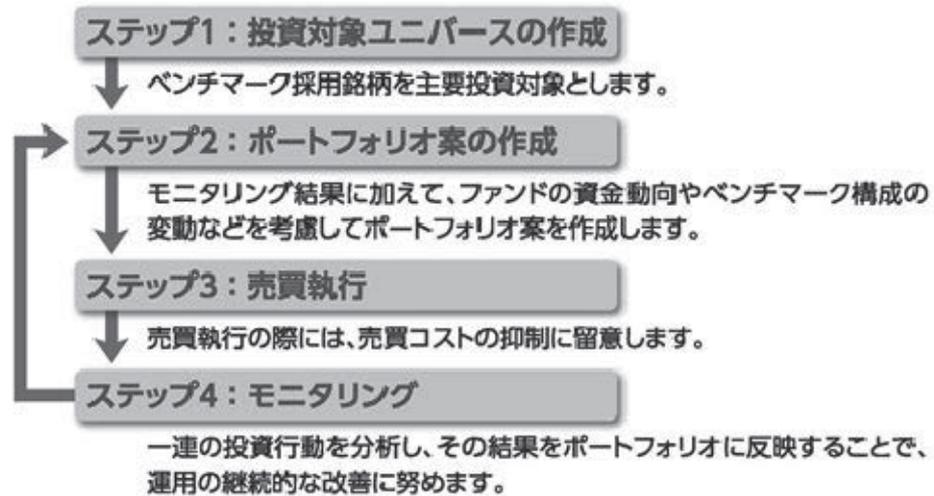
上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

3 特色

三菱UFJ 外国債券マザーファンド(「親投資信託」ということがあります。)受益証券を主要投資対象とし、ベンチマーク*¹(FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)*²)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

- わが国を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。
 - 運用にあたっては、三菱UFJ 外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国を除く世界主要国の公社債に直接投資することもできます。
 - 株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りします。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 外貨建資産については、原則としてヘッジを行いません。外貨建資産への投資割合は原則として高位を保ち為替ヘッジを行いませんので、為替変動リスクがあります。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ただし、市況動向*³の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

<運用プロセスのイメージ>



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

※1 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

※2 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

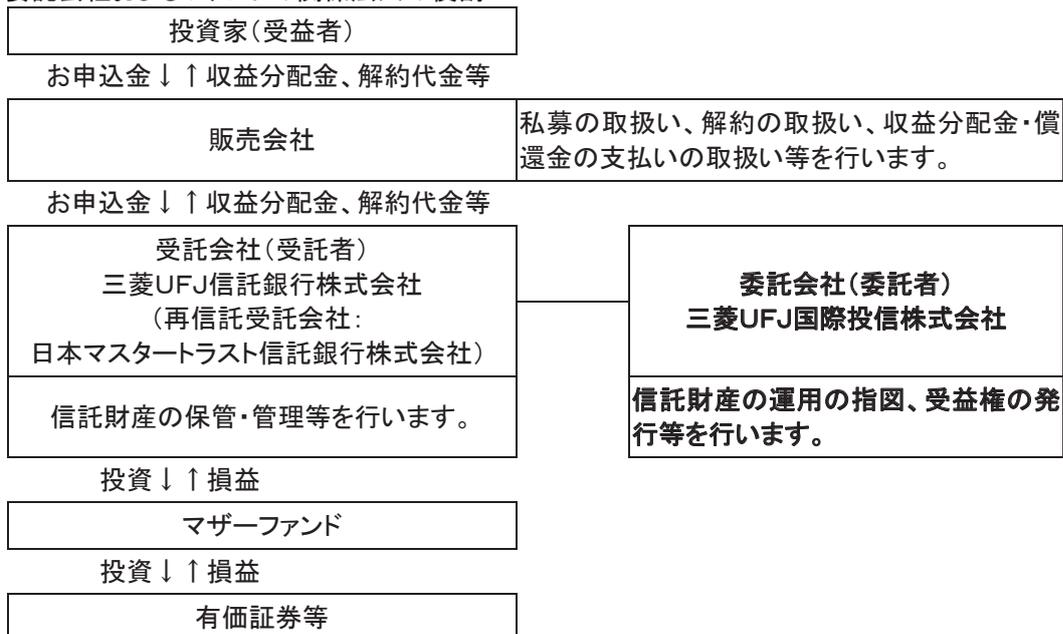
※3 市況動向とは、天災地変・テロ・戦争等による市場の急変時等を想定しています。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注)「VA」とは、Variable Annuity(変額年金)の略称です。

4 仕組み

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の私募の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

三菱UFJ 外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、ベンチマーク(FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース))に連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、わが国を除く世界主要国の公社債に直接投資することもできます。

運用の効率化を図るためおよび当該ベンチマークへの連動を目指すため、先物取引等を利用します。

外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りします。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

マザーファンドの投資方針と主な投資対象

三菱UFJ 外国債券マザーファンド

わが国を除く世界各国の公社債を主要投資対象とし、ベンチマーク(FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース))に連動する投資成果を目指して運用を行います。

また、外貨建資産については原則としてヘッジを行いません。ただし、市況動向等の判断により、為替ヘッジを行う場合があります。

株式への投資は、転換社債および転換社債型新株予約権付社債の転換等により取得したものに限りします。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

2 運用体制

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

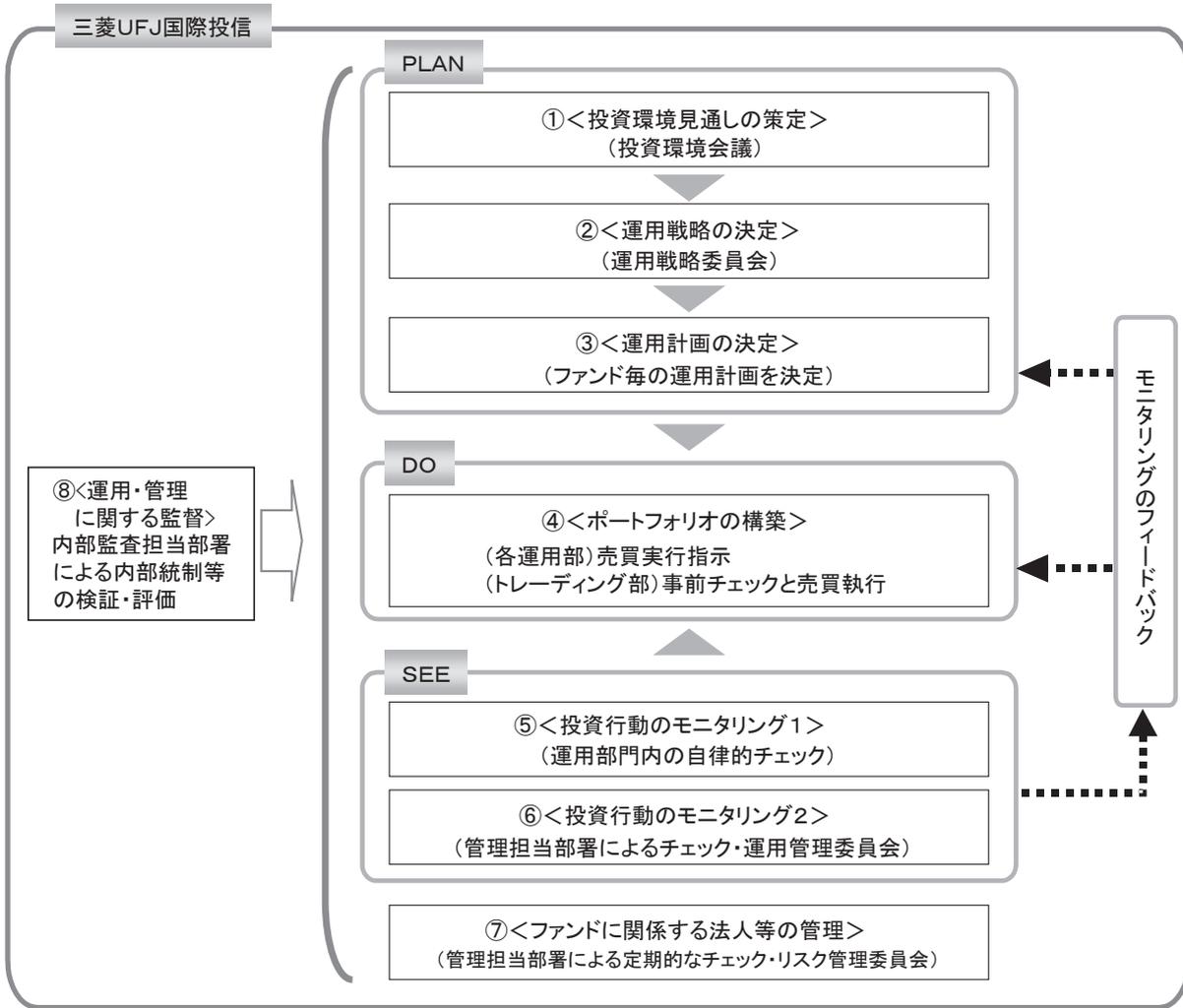
⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。



3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

三菱UFJ 外国債券マザーファンド

- ①株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑧外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

①市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

(為替変動リスク)

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

②信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

※留意事項

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ ファンドは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、債券先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因により乖離が生じることがあります。

上記の投資リスク管理の体制は以下の通りです。

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。
また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

3. その他詳細情報

1 三菱UFJ 外国債券ファンドVA(適格機関投資家限定)の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)
 - a. 有価証券先物取引等
 - b. スワップ取引
 - c. 金利先渡取引および為替先渡取引
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された三菱UFJ 外国債券マザーファンド受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 転換社債の転換、新株引受権付社債ならびに新株引受権証券の新株引受権行使および新株予約権の行使により取得した株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. か

- ら11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

2 三菱UFJ 外国債券ファンドVA(適格機関投資家限定)の投資制限

(1)当ファンドの信託約款に定められた投資制限

①株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.、②、③、④において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該有価

証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

②新株引受権証券および新株予約権証券

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③投資信託証券

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と

親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤同一銘柄の転換社債等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第 341 条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥スワップ取引

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦信用取引

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b. a. の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑧外国為替予約取引

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b. a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑨公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑩資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。

c. b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

⑪投資する株式等の範囲

a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして別に定める市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うに

あたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯デリバティブ取引等

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

(2) その他法令等に定められた投資制限

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

4. 運用状況

1 投資状況(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	6,033,414,845	100.00
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	299,857	0.00
純資産総額		6,033,714,702	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況(令和 2 年 3 月 31 日現在)

三菱UFJ 外国債券マザーファンド

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	23,165,494,905	48.63
	フランス	4,324,688,986	9.08
	イタリア	3,962,592,475	8.32
	イギリス	2,873,314,789	6.03
	ドイツ	2,588,811,019	5.43
	スペイン	2,515,924,120	5.28
	ベルギー	1,077,460,199	2.26
	オランダ	846,416,183	1.78
	カナダ	838,867,052	1.76
	オーストラリア	797,897,278	1.68
	オーストリア	647,963,614	1.36
	アイルランド	330,579,770	0.69
	メキシコ	314,277,501	0.66
	フィンランド	272,179,923	0.57
	ポーランド	252,736,446	0.53
	デンマーク	214,095,195	0.45
	マレーシア	201,468,287	0.42
	シンガポール	185,852,981	0.39
	南アフリカ	183,520,652	0.39
	スウェーデン	118,226,291	0.25
ノルウェー	95,487,428	0.20	
	小計	45,807,855,094	96.16
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,826,811,433	3.84
純資産総額		47,634,666,527	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 投資資産(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(1) 投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	三菱UFJ 外国債券マザーファンド	2,126,463,485	2.8340	6,026,397,517	2.8373	6,033,414,845	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資資産(令和 2 年 3 月 31 日現在)

三菱UFJ 外国債券マザーファンド

(1) 投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限(年/月/日)	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 220731	5,200,000	10,955.29	569,675,124	11,297.91	587,491,547	1.875000	2022/7/31	1.23
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 220430	4,200,000	10,923.32	458,779,830	11,229.04	471,619,906	1.750000	2022/4/30	0.99
アメリカ	国債証券	2.375 T-NOTE 240815	3,550,000	11,189.64	397,232,221	11,834.41	420,121,635	2.375000	2024/8/15	0.88
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 220531	3,650,000	10,958.09	399,970,383	11,267.30	411,256,666	1.875000	2022/5/31	0.86
アメリカ	国債証券	3.125 T-NOTE 281115	2,980,000	11,876.61	353,923,214	13,153.12	391,963,148	3.125000	2028/11/15	0.82
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 220331	3,150,000	10,878.65	342,677,595	11,215.44	353,286,411	1.750000	2022/3/31	0.74
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 280215	2,710,000	11,214.93	303,924,643	12,694.84	344,030,419	2.750000	2028/2/15	0.72
アメリカ	国債証券	1.375 T-NOTE 221015	3,000,000	10,828.36	324,851,020	11,191.20	335,736,296	1.375000	2022/10/15	0.70
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 290815	2,820,000	10,851.21	306,004,222	11,833.56	333,706,448	1.625000	2029/8/15	0.70
アメリカ	国債証券	2.5 T-NOTE 230815	2,800,000	11,026.65	308,746,357	11,682.22	327,102,169	2.500000	2023/8/15	0.69
アメリカ	国債証券	1.375 T-NOTE 250131	2,820,000	11,123.51	313,683,103	11,399.09	321,454,401	1.375000	2025/1/31	0.67
フランス	国債証券	1.75 O.A.T 230525	2,340,000	12,883.90	301,483,342	12,838.27	300,415,548	1.750000	2023/5/25	0.63
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 241115	2,500,000	10,901.50	272,537,527	11,819.95	295,498,956	2.250000	2024/11/15	0.62
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280515	2,300,000	11,456.53	263,500,284	12,841.94	295,364,620	2.875000	2028/5/15	0.62
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 260515	2,400,000	10,609.83	254,636,081	11,614.20	278,740,838	1.625000	2026/5/15	0.59

アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 260215	2,400,000	10,546.00	253,104,015	11,603.14	278,475,564	1.625000	2026/2/15	0.58
アメリカ	国債証券	1.5 T-NOTE 260815	2,400,000	10,639.50	255,348,086	11,553.83	277,292,038	1.500000	2026/8/15	0.58
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 250815	2,200,000	10,719.75	235,834,610	11,782.54	259,216,055	2.000000	2025/8/15	0.54
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 450515	1,700,000	11,277.50	191,717,648	14,950.52	254,158,861	3.000000	2045/5/15	0.53
アメリカ	国債証券	3.125 T-BOND 440815	1,670,000	11,812.76	197,273,249	15,154.57	253,081,444	3.125000	2044/8/15	0.53
アメリカ	国債証券	1.75 T-NOTE 220515	2,250,000	10,757.84	242,051,523	11,239.67	252,892,649	1.750000	2022/5/15	0.53
アメリカ	国債証券	2.125 T-NOTE 231130	2,150,000	10,856.88	233,422,938	11,596.34	249,321,453	2.125000	2023/11/30	0.52
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 240430	2,100,000	11,042.10	231,884,299	11,722.18	246,165,807	2.250000	2024/4/30	0.52
アメリカ	国債証券	3.625 T-BOND 440215	1,500,000	12,859.59	192,893,947	16,259.88	243,898,233	3.625000	2044/2/15	0.51
アメリカ	国債証券	2.375 T-NOTE 220315	2,100,000	10,953.73	230,028,529	11,341.70	238,175,729	2.375000	2022/3/15	0.50
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 230430	2,050,000	10,659.38	218,517,461	11,328.52	232,234,717	1.625000	2023/4/30	0.49
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280815	1,800,000	11,327.43	203,893,905	12,877.64	231,797,697	2.875000	2028/8/15	0.49
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 220815	2,050,000	10,941.05	224,291,556	11,241.37	230,448,162	1.625000	2022/8/15	0.48
アメリカ	国債証券	2 T-NOTE 240531	1,950,000	10,897.73	212,505,811	11,623.55	226,659,305	2.000000	2024/5/31	0.48
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 231115	1,900,000	11,147.42	211,801,035	11,837.81	224,918,451	2.750000	2023/11/15	0.47

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b全銘柄の種類／業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	96.16
合計	96.16

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

(2)投資不動産物件

該当事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

下記計算期間末日および令和2年3月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万円当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末日 (平成23年2月21日)	181,468,165,710	181,468,165,710	11,171	11,171
第10計算期間末日 (平成24年2月20日)	172,151,837,358	172,151,837,358	11,436	11,436
第11計算期間末日 (平成25年2月20日)	187,740,357,225	189,087,881,772	13,932	14,032
第12計算期間末日 (平成26年2月20日)	153,906,456,913	154,897,177,587	15,535	15,635

第 13 計算期間末日 (平成 27 年 2 月 20 日)	103,235,666,779	103,820,766,188	17,644	17,744
第 14 計算期間末日 (平成 28 年 2 月 22 日)	49,682,881,972	49,682,881,972	16,701	16,701
第 15 計算期間末日 (平成 29 年 2 月 20 日)	22,786,115,651	22,786,115,651	16,094	16,094
第 16 計算期間末日 (平成 30 年 2 月 20 日)	11,675,694,117	11,675,694,117	16,509	16,509
第 17 計算期間末日 (平成 31 年 2 月 20 日)	8,324,665,578	8,324,665,578	16,793	16,793
第 18 計算期間末日 (令和 2 年 2 月 20 日)	6,277,282,973	6,277,282,973	17,852	17,852
平成 31 年 3 月末日	8,028,562,234	—	17,022	—
4 月末日	7,804,214,035	—	16,969	—
令和 1 年 5 月末日	7,593,039,776	—	16,827	—
6 月末日	7,453,582,847	—	17,042	—
7 月末日	7,224,470,708	—	17,088	—
8 月末日	7,090,503,757	—	17,193	—
9 月末日	6,948,855,214	—	17,271	—
10 月末日	6,850,057,908	—	17,434	—
11 月末日	6,757,448,822	—	17,437	—
12 月末日	6,508,359,484	—	17,510	—
令和 2 年 1 月末日	6,387,499,948	—	17,643	—
2 月末日	6,213,220,954	—	17,847	—
3 月末日	6,033,714,702	—	17,864	—

② 分配の推移

	1 万口当たりの分配金
第 9 計算期間	0 円
第 10 計算期間	0 円
第 11 計算期間	100 円
第 12 計算期間	100 円
第 13 計算期間	100 円
第 14 計算期間	0 円
第 15 計算期間	0 円
第 16 計算期間	0 円
第 17 計算期間	0 円
第 18 計算期間	0 円

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第 9 計算期間	△7.15
第 10 計算期間	2.37
第 11 計算期間	22.70
第 12 計算期間	12.22
第 13 計算期間	14.21
第 14 計算期間	△5.34

第 15 計算期間	△3.63
第 16 計算期間	2.57
第 17 計算期間	1.72
第 18 計算期間	6.30

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

II 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、後述の「資産の運用に関する重要な事項」の「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの「財務諸表」については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。当該監査法人による監査報告書は、「2. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「財務諸表」の直前に添付されています。

1. 貸借対照表

(単位:円)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,975,851	15,164,103
親投資信託受益証券	8,323,437,211	6,276,375,161
未収入金	7,772,255	28,066,786
流動資産合計	8,349,185,317	6,319,606,050
資産合計	8,349,185,317	6,319,606,050
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,336,014	29,258,471
未払受託者報酬	2,442,262	1,856,839
未払委託者報酬	14,653,567	11,140,975
未払利息	30	5
その他未払費用	87,866	66,787
流動負債合計	24,519,739	42,323,077
負債合計	24,519,739	42,323,077
純資産の部		
元本等		
元本	4,957,181,974	3,516,310,595
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,367,483,604	2,760,972,378
(分配準備積立金)	3,183,141,845	2,366,116,421
元本等合計	8,324,665,578	6,277,282,973
純資産合計	8,324,665,578	6,277,282,973
負債純資産合計	8,349,185,317	6,319,606,050

2. 損益および剰余金計算書

(単位:円)

	第 17 期	第 18 期
	自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日	自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日
営業収益		
受取利息	11	34
有価証券売買等損益	201,446,525	451,999,444
営業収益合計	201,446,536	451,999,478
営業費用		
支払利息	6,927	3,403
受託者報酬	5,291,807	3,915,213
委託者報酬	31,750,794	23,491,118
その他費用	190,493	140,859
営業費用合計	37,240,021	27,550,593
営業利益又は営業損失(△)	164,206,515	424,448,885
経常利益又は経常損失(△)	164,206,515	424,448,885
当期純利益又は当期純損失(△)	164,206,515	424,448,885
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	23,856,153	53,384,830
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,603,266,429	3,367,483,604
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,321,792	31,291,911
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,321,792	31,291,911
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,426,454,979	1,008,867,192
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,426,454,979	1,008,867,192
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,367,483,604	2,760,972,378

3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第 17 期	第 18 期
	[平成 31 年 2 月 20 日現在]	[令和 2 年 2 月 20 日現在]
1. 期首元本額	7,072,427,688 円	4,957,181,974 円
期中追加設定元本額	76,236,383 円	43,988,172 円
期中一部解約元本額	2,191,482,097 円	1,484,859,551 円
2. 受益権の総数	4,957,181,974 口	3,516,310,595 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日			第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	167,679,389 円	費用控除後の配当等収益額	A	131,409,357 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,026,992,208 円	収益調整金額	C	751,748,328 円
分配準備積立金額	D	3,015,462,456 円	分配準備積立金額	D	2,234,707,064 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,210,134,053 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,117,864,749 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,957,181,974 口	当ファンドの期末残存口数	F	3,516,310,595 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,492 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,866 円
1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日	第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載していません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3)上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	173,000,124	394,861,751
合計	173,000,124	394,861,751

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1口当たり純資産額	1.6793 円	1.7852 円
(1万口当たり純資産額)	(16,793 円)	(17,852 円)

資産の運用に関する重要な事項

**マニユライフ・日本株式
インデックスファンド
(適格機関投資家専用)**

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容
（資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2009年2月 投資信託契約締結、運用開始

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第11期計算期間（2019年2月21日から2020年2月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年4月15日

マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

奈良昌彦

当監査法人は、マニュアル・日本株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）の2019年2月21日から2020年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニュアル・日本株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）の2020年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第10期 (2019年2月20日現在)	第11期 (2020年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,787,971,902	5,505,490,393
未収入金	78,757,519	9,497,180
流動資産合計	6,866,729,421	5,514,987,573
資産合計	6,866,729,421	5,514,987,573
負債の部		
流動負債		
未払解約金	68,714,880	901,658
未払受託者報酬	1,351,107	1,147,324
未払委託者報酬	8,299,612	7,047,814
その他未払費用	391,920	400,384
流動負債合計	78,757,519	9,497,180
負債合計	78,757,519	9,497,180
純資産の部		
元本等		
元本	2,707,776,028	2,069,109,523
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4,080,195,874	3,436,380,870
(分配準備積立金)	4,308,487,349	3,355,339,663
元本等合計	6,787,971,902	5,505,490,393
純資産合計	6,787,971,902	5,505,490,393
負債純資産合計	6,866,729,421	5,514,987,573

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第10期 自 2018年2月21日 至 2019年2月20日	第11期 自 2019年2月21日 至 2020年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△452,213,726	399,186,624
営業収益合計	△452,213,726	399,186,624
営業費用		
受託者報酬	2,908,252	2,338,634
委託者報酬	17,864,897	14,365,811
その他費用	777,450	791,756
営業費用合計	21,550,599	17,496,201
営業利益又は営業損失(△)	△473,764,325	381,690,423
経常利益又は経常損失(△)	△473,764,325	381,690,423
当期純利益又は当期純損失(△)	△473,764,325	381,690,423
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	11,149,723	63,801,760
期首剰余金又は期首欠損金(△)	5,516,174,106	4,080,195,874
剰余金増加額又は欠損金減少額	89,188,390	68,455,012
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	89,188,390	68,455,012
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,040,252,574	1,030,158,679
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,040,252,574	1,030,158,679
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	4,080,195,874	3,436,380,870

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準 価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる 重要な事項	該当事項はありません。

項目	第10期 2019年2月20日現在	第11期 2020年2月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	3,266,490,282 円	2,707,776,028 円
期中追加設定元本額	57,425,746 円	45,303,495 円
期中一部解約元本額	616,140,000 円	683,970,000 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,707,776,028 口	2,069,109,523 口
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (計算期間末日における1万口当たり純資産額)	2.5068 円 25,068 円	2.6608 円 26,608 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第10期 自2018年2月21日 至2019年2月20日	第11期 自2019年2月21日 至2020年2月20日
分配金の計算過程		
計算期間末における配当等収益から費用を 控除した額	134,296,634 円	125,102,983 円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0 円	0 円
信託約款に規定される収益調整金	484,640,536 円	432,647,610 円
信託約款に規定される分配準備積立金	4,174,190,715 円	3,230,236,680 円
分配対象収益	4,793,127,885 円	3,787,987,273 円
(1万口当たり)	17,701 円	18,307 円
分配金額	0 円	0 円
(1万口当たり)	0 円	0 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期 2019年2月20日現在	第11期 2020年2月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第10期 2019年2月20日現在	第11期 2020年2月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	△462,672,468	333,635,649
合計	△462,672,468	333,635,649

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マニユライフ・日本株式インデックス・マ ザーファンド	2,008,643,290	5,505,490,393	
合計		2,008,643,290	5,505,490,393	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. ファンドの現況

純資産額計算書（2020年7月31日現在）

種類	金額
I 資産総額	4,619,098,879 円
II 負債総額	6,072,050 円
III 純資産総額（I - II）	4,613,026,829 円
IV 発行済口数	1,916,952,948 口
V 1口当たり純資産額（III / IV）	2.4064 円
（1万口当たり純資産額）	（24,064 円）

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2020年7月31日現在）

マニュアル・日本株式インデックス・マザーファンド

種類	金額
I 資産総額	8,348,023,812 円
II 負債総額	282,007,341 円
III 純資産総額（I - II）	8,066,016,471 円
IV 発行済口数	3,249,820,995 口
V 1口当たり純資産額（III / IV）	2.4820 円
（1万口当たり純資産額）	（24,820 円）

Ⅲ. 設定及び解約の実績

	年月日	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2009年 2 月13日 至 2010年 2 月22日	18,384,354,934	852,740,000	17,531,614,934
第2期	自 2010年 2 月23日 至 2011年 2 月21日	1,542,237,807	1,358,210,000	17,715,642,741
第3期	自 2011年 2 月22日 至 2012年 2 月20日	1,535,454,742	559,700,000	18,691,397,483
第4期	自 2012年 2 月21日 至 2013年 2 月20日	2,076,146,174	5,236,710,000	15,530,833,657
第5期	自 2013年 2 月21日 至 2014年 2 月20日	996,816,803	5,404,230,000	11,123,420,460
第6期	自 2014年 2 月21日 至 2015年 2 月20日	63,149,886	3,402,180,000	7,784,390,346
第7期	自 2015年 2 月21日 至 2016年 2 月22日	127,920,902	2,037,620,000	5,874,691,248
第8期	自 2016年 2 月23日 至 2017年 2 月20日	92,139,996	988,540,000	4,978,291,244
第9期	自 2017年 2 月21日 至 2018年 2 月20日	16,859,038	1,728,660,000	3,266,490,282
第10期	自 2018年 2 月21日 至 2019年 2 月20日	57,425,746	616,140,000	2,707,776,028
第11期	自 2019年 2 月21日 至 2020年 2 月20日	45,303,495	683,970,000	2,069,109,523

(注1) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数には当初募集期間中設定口数を含みます。

**三菱UFJ日本債券ファンドVA
(適格機関投資家限定)**

1. 投資信託(ファンド)の沿革

平成 14 年 9 月 4 日	信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始
平成 16 年 10 月 1 日	ファンドの名称を「東京三菱 日本債券ファンド va(適格機関投資家限定)」から「三菱 日本債券ファンドVA(適格機関投資家限定)」に変更
平成 17 年 10 月 1 日	ファンドの名称を「三菱 日本債券ファンドVA(適格機関投資家限定)」から「三菱UFJ 日本債券ファンドVA(適格機関投資家限定)」に変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)および同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)ならびに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、当期(平成 31 年 2 月 21 日から令和 2 年 2 月 20 日まで)の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

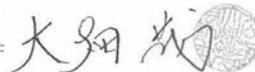
独立監査人の監査報告書

令和 2 年 3 月 25 日

三菱UFJ 国際投信株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員



指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、三菱UFJ 日本債券ファンドVA (適格機関投資家限定) の平成31年2月21日から令和2年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 日本債券ファンドVA (適格機関投資家限定) の令和 2 年 2 月 20 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ 国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

(1)貸借対照表

(単位:円)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,642,320	30,493,159
親投資信託受益証券	27,301,353,506	19,399,133,565
未収入金	42,537,268	127,286,569
流動資産合計	27,385,533,094	19,556,913,293
資産合計	27,385,533,094	19,556,913,293
負債の部		
流動負債		
未払解約金	41,302,552	126,400,727
未払受託者報酬	8,089,121	5,931,396
未払委託者報酬	32,356,430	23,725,520
未払利息	70	11
その他未払費用	210,251	154,156
流動負債合計	81,958,424	156,211,810
負債合計	81,958,424	156,211,810
純資産の部		
元本等		
元本	21,668,404,536	15,264,263,941
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,635,170,134	4,136,437,542
(分配準備積立金)	4,131,447,379	2,756,790,312
元本等合計	27,303,574,670	19,400,701,483
純資産合計	27,303,574,670	19,400,701,483
負債純資産合計	27,385,533,094	19,556,913,293

(2) 損益および剰余金計算書

(単位:円)

	第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日	第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日
営業収益		
受取利息	37	73
有価証券売買等損益	497,721,933	306,684,053
営業収益合計	497,721,970	306,684,126
営業費用		
支払利息	19,656	10,878
受託者報酬	17,604,060	12,723,659
委託者報酬	70,416,124	50,894,521
その他費用	458,458	330,753
営業費用合計	88,498,298	63,959,811
営業利益又は営業損失(△)	409,223,672	242,724,315
経常利益又は経常損失(△)	409,223,672	242,724,315
当期純利益又は当期純損失(△)	409,223,672	242,724,315
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	22,687,580	91,907,913
期首剰余金又は期首欠損金(△)	7,748,343,582	5,635,170,134
剰余金増加額又は欠損金減少額	416,409,231	489,118,534
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	416,409,231	489,118,534
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,916,118,771	2,138,667,528
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,916,118,771	2,138,667,528
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	5,635,170,134	4,136,437,542

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1. 期首元本額	31,987,973,023 円	21,668,404,536 円
期中追加設定元本額	1,720,259,961 円	1,805,620,820 円
期中一部解約元本額	12,039,828,448 円	8,209,761,415 円
2. 受益権の総数	21,668,404,536 口	15,264,263,941 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日			第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日		
1.分配金の計算過程			1.分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	202,142,137 円	費用控除後の配当等収益額	A	114,551,146 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,578,619,348 円	収益調整金額	C	1,381,406,706 円
分配準備積立金額	D	3,929,305,242 円	分配準備積立金額	D	2,642,239,166 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,710,066,727 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,138,197,018 円
当ファンドの期末残存口数	F	21,668,404,536 口	当ファンドの期末残存口数	F	15,264,263,941 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,635 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,711 円
1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日	第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左
------------------	--	----

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	480,944,428	215,258,311
合計	480,944,428	215,258,311

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第17期 [平成31年2月20日現在]	第18期 [令和2年2月20日現在]
1口当たり純資産額	1,2601円	1,2710円
(1万口当たり純資産額)	(12,601円)	(12,710円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱UFJ 国内債券マザーファンド	13,623,943,792	19,399,133,565	
合計		13,623,943,792	19,399,133,565	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(令和2年3月31日現在)

(単位:円)

I 資産総額	17,029,539,661
II 負債総額	69,614,178
III 純資産総額(I - II)	16,959,925,483
IV 発行済口数	13,450,916,277口
V 1口当たり純資産価額(III / IV)	1.2609
(10,000口当たり)	(12,609)

3. 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 9 計算期間	15,145,427,546	26,853,605,314	212,608,729,080
第 10 計算期間	7,995,466,484	30,333,854,538	190,270,341,026
第 11 計算期間	30,647,258,809	16,629,754,600	204,287,845,235
第 12 計算期間	18,800,778,509	38,738,743,220	184,349,880,524
第 13 計算期間	2,896,351,543	53,756,777,117	133,489,454,950
第 14 計算期間	1,935,150,252	56,011,465,672	79,413,139,530
第 15 計算期間	734,771,914	31,427,347,802	48,720,563,642
第 16 計算期間	879,382,830	17,611,973,449	31,987,973,023
第 17 計算期間	1,720,259,961	12,039,828,448	21,668,404,536
第 18 計算期間	1,805,620,820	8,209,761,415	15,264,263,941

**三菱UFJ外国株式ファンドVA
(適格機関投資家限定)**

1. 投資信託(ファンド)の沿革

平成 14 年 9 月 4 日	信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始
平成 16 年 10 月 1 日	ファンドの名称を「東京三菱 外国株式ファンド va(適格機関投資家限定)」から「三菱 外国株式ファンドVA(適格機関投資家限定)」に変更
平成 17 年 10 月 1 日	ファンドの名称を「三菱 外国株式ファンドVA(適格機関投資家限定)」から「三菱UFJ 外国株式ファンドVA(適格機関投資家限定)」に変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)および同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)ならびに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、当期(平成31年 2月21日から令和 2年 2月20日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和2年3月25日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大畑 敦

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

田中 浩

当監査法人は、三菱UFJ 外国株式ファンドVA (適格機関投資家限定) の平成31年2月21日から令和2年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 外国株式ファンドVA (適格機関投資家限定) の令和2年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ 国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位:円)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	60,840,165	44,766,929
親投資信託受益証券	22,259,236,254	16,087,676,025
未収入金	283,671,266	144,186,994
流動資産合計	22,603,747,685	16,276,629,948
資産合計	22,603,747,685	16,276,629,948
負債の部		
流動負債		
未払解約金	281,859,853	142,901,053
未払受託者報酬	12,870,871	9,493,457
未払委託者報酬	45,047,993	33,227,036
未払利息	102	16
その他未払費用	199,440	147,088
流動負債合計	339,978,259	185,768,650
負債合計	339,978,259	185,768,650
純資産の部		
元本等		
元本	7,211,316,156	4,316,105,621
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	15,052,453,270	11,774,755,677
(分配準備積立金)	12,245,523,794	10,024,087,574
元本等合計	22,263,769,426	16,090,861,298
純資産合計	22,263,769,426	16,090,861,298
負債純資産合計	22,603,747,685	16,276,629,948

(2) 損益および剰余金計算書

(単位:円)

	第 17 期		第 18 期	
	自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日		自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日	
営業収益				
受取利息		61		85
有価証券売買等損益		1,206,273,465		3,503,250,569
営業収益合計		1,206,273,526		3,503,250,654
営業費用				
支払利息		22,643		11,447
受託者報酬		28,188,752		20,208,813
委託者報酬		98,660,506		70,730,714
その他費用		437,205		313,201
営業費用合計		127,309,106		91,264,175
営業利益又は営業損失(△)		1,078,964,420		3,411,986,479
経常利益又は経常損失(△)		1,078,964,420		3,411,986,479
当期純利益又は当期純損失(△)		1,078,964,420		3,411,986,479
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		309,168,439		651,538,650
期首剰余金又は期首欠損金(△)		20,327,987,720		15,052,453,270
剰余金増加額又は欠損金減少額		283,578,103		111,484,986
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		283,578,103		111,484,986
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,328,908,534		6,149,630,408
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,328,908,534		6,149,630,408
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		15,052,453,270		11,774,755,677

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第 17 期	第 18 期
	[平成 31 年 2 月 20 日現在]	[令和 2 年 2 月 20 日現在]
1. 期首元本額	10,257,875,654 円	7,211,316,156 円
期中追加設定元本額	147,717,712 円	50,726,190 円
期中一部解約元本額	3,194,277,210 円	2,945,936,725 円
2. 受益権の総数	7,211,316,156 口	4,316,105,621 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日			第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	424,938,451 円	費用控除後の配当等収益額	A	303,176,590 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	344,857,530 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,457,271,239 円
収益調整金額	C	5,651,997,417 円	収益調整金額	C	3,448,574,372 円
分配準備積立金額	D	11,475,727,813 円	分配準備積立金額	D	7,263,639,745 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	17,897,521,211 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,472,661,946 円
当ファンドの期末残存口数	F	7,211,316,156 口	当ファンドの期末残存口数	F	4,316,105,621 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	24,818 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	31,214 円
1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日	第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載していません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3)上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	881,676,066	2,831,819,861
合計	881,676,066	2,831,819,861

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1口当たり純資産額	3.0873 円	3.7281 円
(1万口当たり純資産額)	(30,873 円)	(37,281 円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱UFJ 外国株式マザーファンド	5,652,335,052	16,087,676,025	
合計		5,652,335,052	16,087,676,025	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(令和 2 年 3 月 31 日現在)

(単位:円)

I 資産総額	11,830,314,020
II 負債総額	64,544,497
III 純資産総額(I - II)	11,765,769,523
IV 発行済口数	4,240,272,417口
V 1口当たり純資産価額(III / IV)	2.7748
(10,000口当たり)	(27,748)

3. 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済口数
第 9 計算期間	13,605,322,696	27,141,286,416	136,576,550,143
第 10 計算期間	23,117,940,339	21,890,571,879	137,803,918,603
第 11 計算期間	6,592,918,839	32,303,245,470	112,093,591,972
第 12 計算期間	3,161,451,316	41,031,274,948	74,223,768,340
第 13 計算期間	740,264,388	29,355,430,273	45,608,602,455
第 14 計算期間	1,788,570,661	17,348,735,723	30,048,437,393
第 15 計算期間	390,336,719	12,399,066,841	18,039,707,271
第 16 計算期間	128,576,532	7,910,408,149	10,257,875,654
第 17 計算期間	147,717,712	3,194,277,210	7,211,316,156
第 18 計算期間	50,726,190	2,945,936,725	4,316,105,621

マニユライフ・
外国債券インデックス
ファンド/ヘッジあり
(適格機関投資家専用)

特別勘定で組み入れる投資信託に関する詳細内容 （資産の運用に関する重要な事項）

I. 投資信託（ファンド）の沿革

2009年2月 投資信託契約締結、運用開始

II. 投資信託（ファンド）の経理状況

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査に準じて、第11期計算期間（2019年2月21日から2020年2月20日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年4月15日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

奈良昌彦

当監査法人は、マニユライフ・外国債券インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の2019年2月21日から2020年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・外国債券インデックスファンド／ヘッジあり（適格機関投資家専用）の2020年2月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第10期 (2019年2月20日現在)	第11期 (2020年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	13,311,035,554	11,664,046,425
未収入金	19,399,454	63,430,691
流動資産合計	13,330,435,008	11,727,477,116
資産合計	13,330,435,008	11,727,477,116
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	46,455,526
未払受託者報酬	2,280,908	1,988,981
未払委託者報酬	16,726,626	14,585,800
その他未払費用	391,920	400,384
流動負債合計	19,399,454	63,430,691
負債合計	19,399,454	63,430,691
純資産の部		
元本等		
元本	10,497,095,396	8,652,585,141
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,813,940,158	3,011,461,284
(分配準備積立金)	3,540,745,768	3,133,911,051
元本等合計	13,311,035,554	11,664,046,425
純資産合計	13,311,035,554	11,664,046,425
負債純資産合計	13,330,435,008	11,727,477,116

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第10期 自 2018年2月21日 至 2019年2月20日	第11期 自 2019年2月21日 至 2020年2月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	274,202,919	814,837,104
営業収益合計	274,202,919	814,837,104
営業費用		
受託者報酬	4,772,531	4,058,214
委託者報酬	34,998,467	29,760,125
その他費用	777,450	791,756
営業費用合計	40,548,448	34,610,095
営業利益又は営業損失(△)	233,654,471	780,227,009
経常利益又は経常損失(△)	233,654,471	780,227,009
当期純利益又は当期純損失(△)	233,654,471	780,227,009
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	14,703,721	95,103,948
期首剰余金又は期首欠損金(△)	3,245,177,711	2,813,940,158
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,654,035	46,610,208
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,654,035	46,610,208
剰余金減少額又は欠損金増加額	676,842,338	534,212,143
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	676,842,338	534,212,143
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	2,813,940,158	3,011,461,284

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第 10 期 2019 年 2 月 20 日現在	第 11 期 2020 年 2 月 20 日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	13,131,203,347 円	10,497,095,396 円
期中追加設定元本額	104,482,049 円	146,599,745 円
期中一部解約元本額	2,738,590,000 円	1,991,110,000 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	10,497,095,396 口	8,652,585,141 口
3. 計算期間末日における 1 口当たり純資産額 （計算期間末日における 1 万口当たり純資産額）	1.2681 円 12,681 円	1.3480 円 13,480 円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第 10 期 自 2018 年 2 月 21 日 至 2019 年 2 月 20 日	第 11 期 自 2019 年 2 月 21 日 至 2020 年 2 月 20 日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用として 委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して 年率 0.10%以内の額	純資産総額に対して 年率 0.10%以内の額
2. 分配金の計算過程		
計算期間末における配当等収益から費用を 控除した額	293,520,462 円	260,169,669 円
有価証券売買等損益から費用を控除した額	0 円	0 円
信託約款に規定される収益調整金	362,768,863 円	344,257,565 円
信託約款に規定される分配準備積立金	3,247,225,306 円	2,873,741,382 円
分配対象収益	3,903,514,631 円	3,478,168,616 円
（1万口当たり）	3,718 円	4,019 円
分配金額	0 円	0 円
（1万口当たり）	0 円	0 円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、有価証券に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスク等であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と下記の会議体によりリスク管理を行っております。 ・投資信託パフォーマンス・レビュー 信託財産のパフォーマンスとそのリスクについて定期的な考査を行い、課題事項の指摘、改善を求めます。 ・リスク管理委員会 信託財産の運用リスクを運用部門と独立して把握、管理し、課題事項の指摘、改善を求めます。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期 2019年2月20日現在	第11期 2020年2月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第10期 2019年2月20日現在	第11期 2020年2月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	258,556,007	719,131,643
合計	258,556,007	719,131,643

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）附属明細表

① 有価証券明細表

（ア）株式

該当事項はありません。

（イ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	マニユライフ・外国債券インデックス・マ ザーファンド（ヘッジあり）	8,401,070,603	11,664,046,425	
合計		8,401,070,603	11,664,046,425	

② 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

③ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2. ファンドの現況

純資産額計算書（2020年7月31日現在）

種類	金額
I 資産総額	10,690,947,349 円
II 負債総額	43,773,849 円
III 純資産総額(I - II)	10,647,173,500 円
IV 発行済口数	7,592,431,112 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.4023 円
(1万口当たり純資産額)	(14,023 円)

【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書（2020年7月31日現在）

マニュアルフ・外国債券インデックス・マザーファンド（ヘッジあり）

種類	金額
I 資産総額	70,029,062,738 円
II 負債総額	34,788,911,180 円
III 純資産総額(I - II)	35,240,151,558 円
IV 発行済口数	24,369,281,258 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.4461 円
(1万口当たり純資産額)	(14,461 円)

III. 設定及び解約の実績

	年月日	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1期	自 2009年2月13日 至 2010年2月22日	33,403,750,104	936,860,000	32,466,890,104
第2期	自 2010年2月23日 至 2011年2月21日	2,113,126,275	1,499,710,000	33,080,306,379
第3期	自 2011年2月22日 至 2012年2月20日	618,783,789	4,555,310,000	29,143,780,168
第4期	自 2012年2月21日 至 2013年2月20日	2,450,555,401	3,257,770,000	28,336,565,569
第5期	自 2013年2月21日 至 2014年2月20日	1,922,732,134	3,045,130,000	27,214,167,703
第6期	自 2014年2月21日 至 2015年2月20日	407,793,028	6,193,560,000	21,428,400,731
第7期	自 2015年2月21日 至 2016年2月22日	92,771,647	4,250,830,000	17,270,342,378
第8期	自 2016年2月23日 至 2017年2月20日	160,472,958	2,034,750,000	15,396,065,336
第9期	自 2017年2月21日 至 2018年2月20日	119,158,011	2,384,020,000	13,131,203,347
第10期	自 2018年2月21日 至 2019年2月20日	104,482,049	2,738,590,000	10,497,095,396
第11期	自 2019年2月21日 至 2020年2月20日	146,599,745	1,991,110,000	8,652,585,141

(注1) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数には当初募集期間中設定口数を含みます。

**三菱UFJ 外国債券ファンド VA
(適格機関投資家限定)**

1. 投資信託(ファンド)の沿革

平成 14 年 9 月 4 日	信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始
平成 16 年 10 月 1 日	ファンドの名称を「東京三菱 外国債券ファンド va(適格機関投資家限定)」から「三菱 外国債券ファンドVA(適格機関投資家限定)」に変更
平成 17 年 10 月 1 日	ファンドの名称を「三菱 外国債券ファンドVA(適格機関投資家限定)」から「三菱UFJ 外国債券ファンドVA(適格機関投資家限定)」に変更

2. 投資信託(ファンド)の経理状況

- 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)および同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)ならびに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 当ファンドは、当期(平成 31 年 2 月 21 日から令和 2 年 2 月 20 日まで)の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和 2 年 3 月 25 日

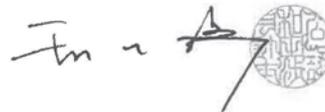
三菱UFJ 国際投信株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員



指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、三菱UFJ 外国債券ファンドVA (適格機関投資家限定) の平成31年2月21日から令和2年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第 2 条の 2 の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ 外国債券ファンドVA (適格機関投資家限定) の令和 2 年 2 月 20 日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ 国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

(1)貸借対照表

(単位:円)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,975,851	15,164,103
親投資信託受益証券	8,323,437,211	6,276,375,161
未収入金	7,772,255	28,066,786
流動資産合計	8,349,185,317	6,319,606,050
資産合計	8,349,185,317	6,319,606,050
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,336,014	29,258,471
未払受託者報酬	2,442,262	1,856,839
未払委託者報酬	14,653,567	11,140,975
未払利息	30	5
その他未払費用	87,866	66,787
流動負債合計	24,519,739	42,323,077
負債合計	24,519,739	42,323,077
純資産の部		
元本等		
元本	4,957,181,974	3,516,310,595
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,367,483,604	2,760,972,378
(分配準備積立金)	3,183,141,845	2,366,116,421
元本等合計	8,324,665,578	6,277,282,973
純資産合計	8,324,665,578	6,277,282,973
負債純資産合計	8,349,185,317	6,319,606,050

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第 17 期	第 18 期
	自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日	自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日
営業収益		
受取利息	11	34
有価証券売買等損益	201,446,525	451,999,444
営業収益合計	201,446,536	451,999,478
営業費用		
支払利息	6,927	3,403
受託者報酬	5,291,807	3,915,213
委託者報酬	31,750,794	23,491,118
その他費用	190,493	140,859
営業費用合計	37,240,021	27,550,593
営業利益又は営業損失(△)	164,206,515	424,448,885
経常利益又は経常損失(△)	164,206,515	424,448,885
当期純利益又は当期純損失(△)	164,206,515	424,448,885
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	23,856,153	53,384,830
期首剰余金又は期首欠損金(△)	4,603,266,429	3,367,483,604
剰余金増加額又は欠損金減少額	50,321,792	31,291,911
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	50,321,792	31,291,911
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,426,454,979	1,008,867,192
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,426,454,979	1,008,867,192
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,367,483,604	2,760,972,378

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第 17 期	第 18 期
	[平成 31 年 2 月 20 日現在]	[令和 2 年 2 月 20 日現在]
1. 期首元本額	7,072,427,688 円	4,957,181,974 円
期中追加設定元本額	76,236,383 円	43,988,172 円
期中一部解約元本額	2,191,482,097 円	1,484,859,551 円
2. 受益権の総数	4,957,181,974 口	3,516,310,595 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日			第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	167,679,389 円	費用控除後の配当等収益額	A	131,409,357 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	1,026,992,208 円	収益調整金額	C	751,748,328 円
分配準備積立金額	D	3,015,462,456 円	分配準備積立金額	D	2,234,707,064 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,210,134,053 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,117,864,749 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,957,181,974 口	当ファンドの期末残存口数	F	3,516,310,595 口
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,492 円	1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,866 円
1 万口当たり分配金額	H	—円	1 万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第 17 期 自 平成 30 年 2 月 21 日 至 平成 31 年 2 月 20 日	第 18 期 自 平成 31 年 2 月 21 日 至 令和 2 年 2 月 20 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされません。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(3)上記以外の金融商品 同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	173,000,124	394,861,751
合計	173,000,124	394,861,751

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 17 期 [平成 31 年 2 月 20 日現在]	第 18 期 [令和 2 年 2 月 20 日現在]
1 口当たり純資産額	1.6793 円	1.7852 円
(1 万口当たり純資産額)	(16,793 円)	(17,852 円)

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	三菱UFJ 外国債券マザーファンド	2,214,591,991	6,276,375,161	
合計		2,214,591,991	6,276,375,161	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(令和2年3月31日現在)

(単位:円)

I 資産総額	6,087,973,684
II 負債総額	54,258,982
III 純資産総額(I - II)	6,033,714,702
IV 発行済口数	3,377,490,654口
V 1口当たり純資産価額(III/IV)	1.7864
(10,000口当たり)	(17,864)

3. 設定及び解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済口数
第9計算期間	11,278,044,626	10,803,859,284	162,447,441,332
第10計算期間	6,434,747,357	18,349,636,063	150,532,552,626
第11計算期間	2,933,972,843	18,714,070,725	134,752,454,744
第12計算期間	5,370,182,182	41,050,569,499	99,072,067,427
第13計算期間	2,050,766,881	42,612,893,378	58,509,940,930
第14計算期間	1,338,941,507	30,100,684,293	29,748,198,144
第15計算期間	682,496,291	16,272,415,626	14,158,278,809
第16計算期間	87,525,100	7,173,376,221	7,072,427,688
第17計算期間	76,236,383	2,191,482,097	4,957,181,974
第18計算期間	43,988,172	1,484,859,551	3,516,310,595

